

芦屋飛行場周辺まちづくり実施計画



目次

1	はじめに	1
	(1) 計画の経緯と概要	1
	(2) 上位計画及び関連計画の整理	2
	(3) 法規制の整理	5
	(4) 周辺状況の整理	7
2	計画の概要	11
	(1) 検討の整理	11
	(2) 全体計画	14
	(3) 実施計画の位置づけ	23
3	外観デザイン	24
	(1) 方向性決定までの流れ	24
	(2) 整備方針の整理	25
	(3) 検討案の比較	27
4	施設利用計画	30
	(1) 運営コンセプト	30
	(2) 利用イメージ	34
	(3) イベントイメージ	41
	(4) 週間スケジュールイメージ	46

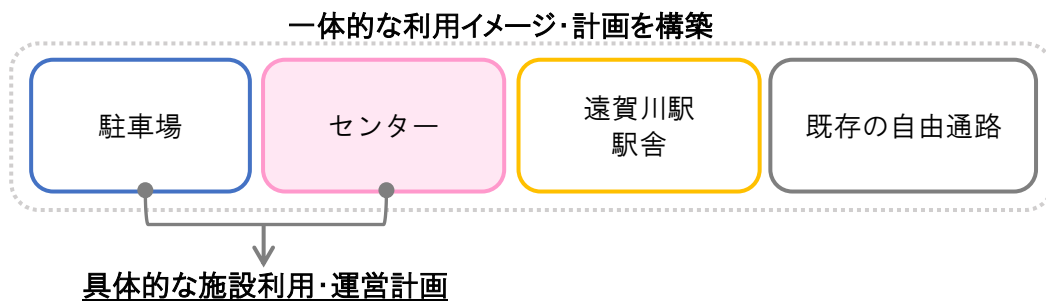
5	管理運営計画	47
	(1) 基本方針	47
	(2) ルールの検討	49
	(3) 駐車場の利用検討	51
6	運営体制	53
7	収支計画	54
	(1) 維持管理	54
	(2) 事務費	54
8	スケジュール・概算事業費	55
9	広報計画	57
	(1) 基本的な考え方	57
	(2) 広報の方法	57
	参考資料	59
	参1 芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員	59
	参2 庁内検討ワーキングメンバー	60
	参3 今年度の検討の流れ	61
	参4 会議の経過	62
	参5 まちづくり構想策定支援事業などについて	71

1 はじめに

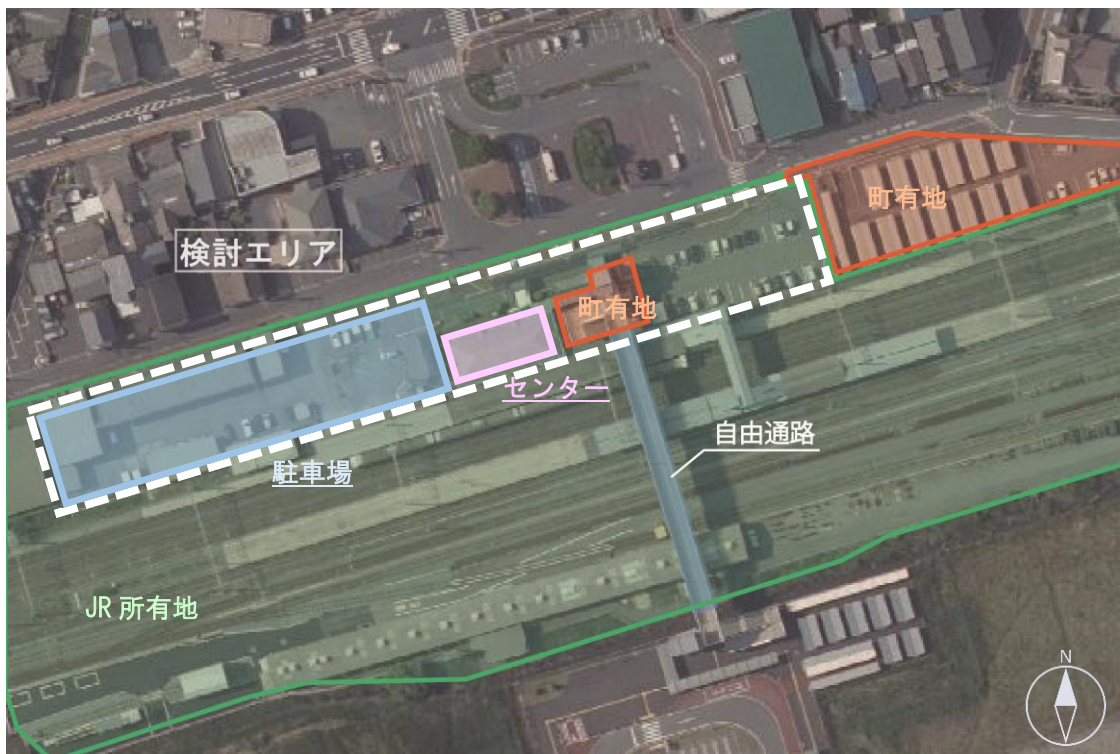
(1) 計画の経緯と概要

本計画は、自衛隊と周辺地域住民などとの交流、地域活性化、防災などを企図したまちづくりの拠点となる「(仮称)交流センター」(以下、「センター」とします)について、その整備に向けた具体的な方向性や、諸条件を整理、検討するものです。

検討エリアは、遠賀川駅の駅舎を中心とした約5,000㎡の敷地で、既存の自由通路の西側にセンターを建設する予定です。その場所には現在、遠賀川駅舎が存在するため、駅舎を移転してもらう必要があります。また、センターを利用する人のための駐車場も合わせて検討を行います。



【計画エリア】



(2) 上位計画及び関連計画の整理

遠賀町の上位計画及び本計画の関連計画について整理していきます。これらの計画を踏まえた上で、本計画での検討を行います。

○上位計画

1) 第5次遠賀町総合計画

- ・町の最上位の計画として幅広い施策が示されており、遠賀川駅周辺については「遠賀川駅を中心とした一体的な都市機能集積によるコンパクトな市街地の形成」を行うこととしています。

■計画期間

基本構想：平成24年度～令和3年度（平成23年度策定）

基本計画（前期）：平成24年度～28年度（平成23年度策定）

基本計画（後期）：平成29年度～令和3年度（平成28年度策定）

■将来像

笑顔と自然あふれるいきいき“おんが” ～みんなで育む絆のまち～

■遠賀川駅周辺に関する計画の位置づけ

◎にぎわいのあるまちづくり

- ・遠賀川駅を中心とした駅周辺地域の一体的な都市機能の集積によるコンパクトな市街地の形成
- ・遠賀川駅周辺に多機能型の交流センターの整備計画を策定

2) 遠賀町人口ビジョン及び総合戦略（平成27年度策定、平成28年度改訂）

- ・人口減少克服と地方創生に向けた短期的な取り組みを示したものであり、駅周辺地区については「にぎわいを創出するコンパクトシティ化や公共交通などの包括的な基盤整備」を行うこととしています。

■計画期間

平成27年度～令和元年度

■交流や遠賀川駅周辺に関する計画の位置づけ

基本目標	基本的方向
遠賀町の地域資源を生かし、元気な産業を育て、安定した雇用を創出する	・商店街の活性化によるにぎわい創出と人・物の活発な交流
遠賀町に住み続けたい、住んでみたいニーズに答える	・遠賀町の魅力の情報発信
子育て支援で遠賀町の未来をつくる	・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実
安心して活力あふれる、魅力あるまち遠賀町をつくる	・駅周辺地区のにぎわいを創出するコンパクトシティ化や公共交通などの包括的な基盤整備

3) 遠賀町都市計画マスタープラン（平成21年度策定）

- ・遠賀川駅周辺は、本町の中心拠点、玄関口として駅南地区との連携を図りながら、商業地の活性化、多世代の交流・情報交流の場づくり、町の玄関口として印象付ける空間整備を進めることとしています。

■目標年次

令和7年

■基本理念、将来都市像

- ・基本理念に「生活都市づくり」、将来都市像に「魅力あふれるやすらぎの生活都市」

■遠賀川駅周辺に関する位置づけ

- ・遠賀川駅南北周辺を、本町の中心拠点に位置づけ、広域的な商業・業務等の都市機能及び駅の利便性を活かした住機能等の計画的な配置を行うこととしています。
- ・土地利用の方針として、遠賀川駅の北側を「生活交流商業地」に位置づけ、駅南地区との連携を図りながら、商業地の活性化を推進するとともに、多世代の交流・情報交流の場づくり、町の玄関口として印象付ける空間整備を行い、公共施設において、福祉・子育て支援などの関係機関との連携を図り、幅広い人が集う交流空間の整備を進めることとしています。

4) 遠賀町公共施設等総合管理計画（平成26年度策定）

- ・管理コストを抑制するため、有用で管理しやすい施設整備が求められています。

■計画期間

平成27年～令和26年

■基本理念

事後保全から予防保全／建物重視から機能優先／民間活力の導入／町民との協働

■基本方針

- ・今後、生産年齢人口は減少し自主財源は縮小するとともに、高齢者の増加に伴う扶助費の上昇により、現状レベルで投資的経費を維持していくことは困難となり、現在保有する全ての施設を更新することは難しくなります。
- ・こうした状況を踏まえ、上記基本理念に基づき、維持管理の効率化、類似施設の集約化等を行い、管理コストを抑制することとしています。

○関連計画

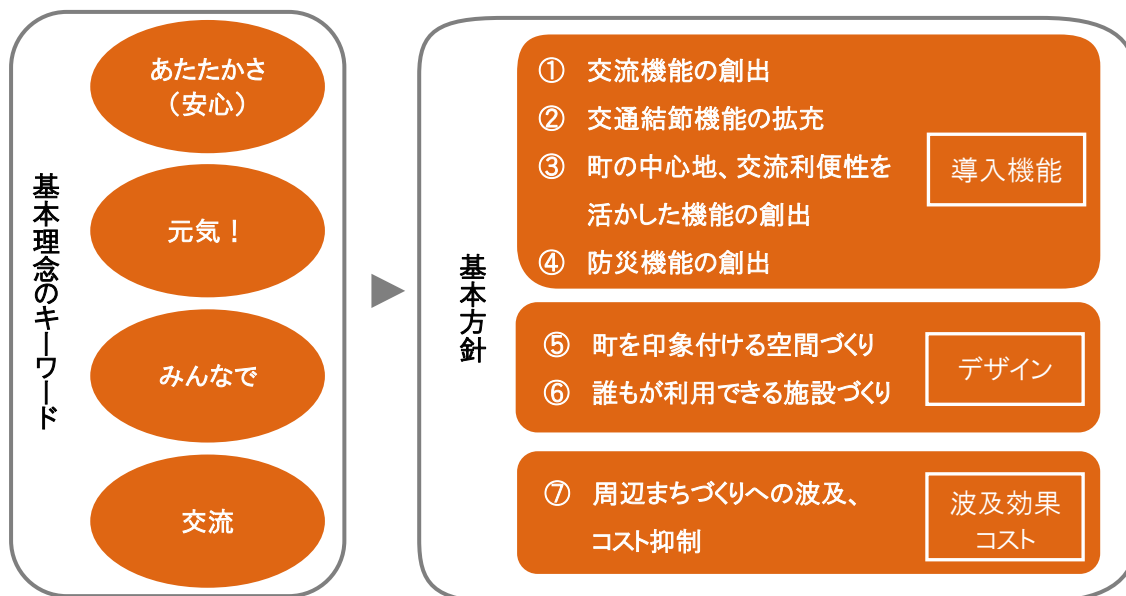
1) 芦屋飛行場周辺まちづくり基本構想（平成28年度策定）

・町民の意向などを踏まえた上で、基本理念及び基本方針を定めました。

■基本理念

”あたたかさ”と“元気！”を感じる
みんなの交流・防災拠点づくり

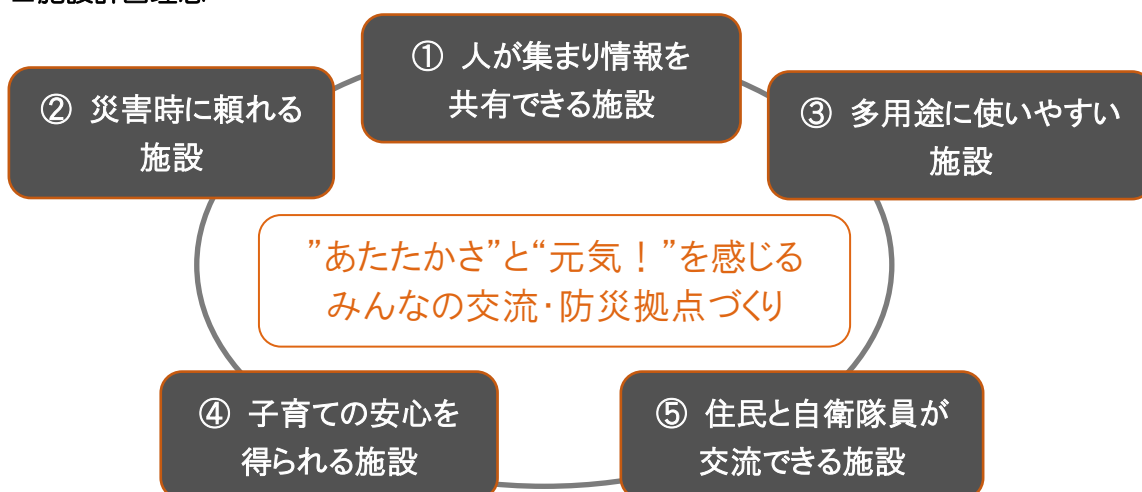
■基本方針



2) 芦屋飛行場周辺まちづくり基本計画（平成29年度策定）

・施設計画理念を定め、機能イメージや配置を検討し、施設規模や利用イメージが構築されました。

■施設計画理念



(3) 法規制の整理

当該敷地及び整備予定であるセンターと駐車場に係る主な法規制を整理します。

1) 建築基準法・都市計画法など

センターの建設には、以下に係る建築基準法第6条の確認申請の手続が必要です。

- ①用途地域：商業地域
- ②防火地域：準防火地域
- ③建ぺい率：80%
- ④容積率：300%
- ⑤日影規制：なし
- ⑥道路斜線規制：容積率が400%

以下のため、図1のように計画地に接道する道路の反対側から20mの範囲内で、建築物の高さが斜線勾配によって制限されます。商

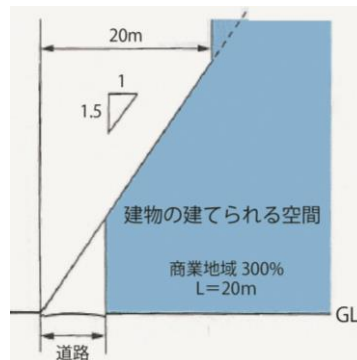


図1：道路斜線規制

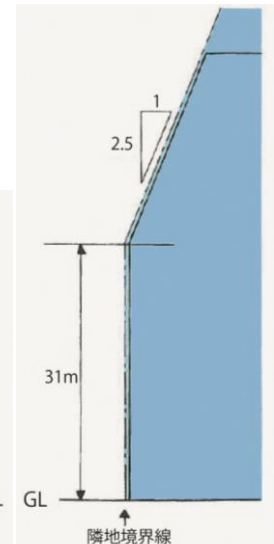


図2：隣地斜線規制

業地域ではその斜線勾配に1.5が適用されます。敷地内において、建築物が道路に近づくほど、高さの制限が厳しくなります。

- ⑦隣地斜線規制：隣地境界線を起点とした建築物の高さの制限です。商業地域では、高さが31mを超える部分から斜線勾配の2.5が適用されて制限されます（図2）。

2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

建築物省エネ法は、建物の省エネ性能の向上を図るために、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務などの規制措置と、省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘致措置を一体的に講じているものです。

センターは、延床面積300㎡以上の新築の建築物を検討しているため、新築・増改築に係る計画の所管行政庁（福岡県北九州県土整備事務所建築指導課）に省エネ措置の届出が必要です。

3) 駐車場法

センター利用者のための駐車場の整備を検討しているため、駐車場法をはじめとした法令を守った安全な駐車場を計画する必要があります。

計画中の駐車場は、道路の路面外に設置される自動車のための施設であって、一般公共の用に供し、料金を徴収することから路外駐車場に該当します。面積が500㎡以上であることが想定されるため、路外駐車場の技術的基準に適合させた上で、福岡県建築都市部都市計画課都市政策係に届出が必要です。

4) 開発行為

当該計画地は、非線引き都市計画区域であるため、3,000 m²以上の土地で建築物の建築を行う場合、「土地の区画形質の変更」となり、開発行為に該当し、福岡県の許可が必要となります。現時点の計画においては、3,000 m²未満であるため、都市計画法上の開発行為には該当しません。しかし、計画地が 1,000 m²以上 3,000 m²未満であるため、町の小規模開発に該当する場合がありますので、事前に町と協議が必要です。

5) その他検討事項

①多種用途の混在

1 階は多数の用途（多目的室・飲食スペース・学習室など）が混在していることから、異種用途区画を行い、それぞれの部分を防火上有効に区画する必要があります。

②集会所としての施設計画

2 階では約 160 m²の多目的室（ホール）を計画していることから、建築基準法第2章（単体規程）の適用を考慮する必要があります。固定式の座席に類似する設備（移動式観覧席など）を設置する場合や集会室一室の床面積が 200 m²以上になる場合などは、2 以上の直通階段の設置、階段、その踊り場の幅、階段の蹴上及び踏面の寸法などを建築基準法の規定に適合させなければなりません。

③子育て支援スペース

3階で計画している子育て支援スペースは、親子で一緒に遊べる場として開放し、子育てに関する相談や交流の場の提供を目的としています。現在計画している事業内容であれば、児童福祉法第6条の3第6項（※）に基づく地域子育て支援拠点事業となると想定されます。将来、託児施設や保育施設として運営するなど、児童福祉法に基づく児童福祉施設に該当することが想定される場合は、建築基準法などの関連規定を遵守する必要があります。

④福岡県福祉のまちづくり条例

福岡県福祉のまちづくり条例とは、すべての県民が自らの意思で様々な分野の活動に参加できる地域社会を築くことを目的として、まちづくり施設を安全かつ快適に利用するために必要な整備基準などを、福岡県が定めたものです。センターや駐車場もこれらの基準に沿って整備する必要があり、「特定まちづくり施設」に該当する場合は、福岡県北九州県土整備事務所建築指導課（路外駐車場の場合は福岡県都市計画課）に対して、事前に届け出が必要です。

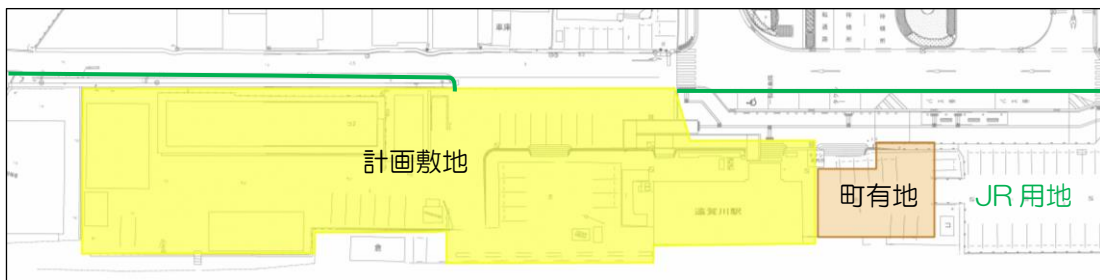
※この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

(4) 周辺状況の整理

計画敷地とその周辺の環境を整理します。

1) 計画地

計画地は以下のとおりです。九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR 九州」とします）が所有する用地を取得する必要があります。用地の取得に関しては、今後 JR 九州と協議を進める予定です。



2) ハザードマップ

計画敷地とその周辺は、土砂災害や津波の被害はほとんど想定されていませんが、洪水による氾濫の被害が想定されているため、それを留意して整備する必要があります。

●洪水による被害想定



凡例	指定避難所	津波兼洪水時避難可能建物	学校	国道	洪水浸水想定	3.0m以上 3.0m 0.5m	浸水深区分
	指定緊急避難場所	洪水時避難可能建物	消防署・分署	県道			
			警察機関				0.5m以上~3.0m未満(1階床上浸水)
			主要病院				0.5m未満(1階床下浸水)

遠賀町 防災ハザードマップ（平成 30 年 3 月作成）より引用

※想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により遠賀川などが氾濫した場合の浸水をシミュレーションにより予測したものです。

3) 公共交通

①電車

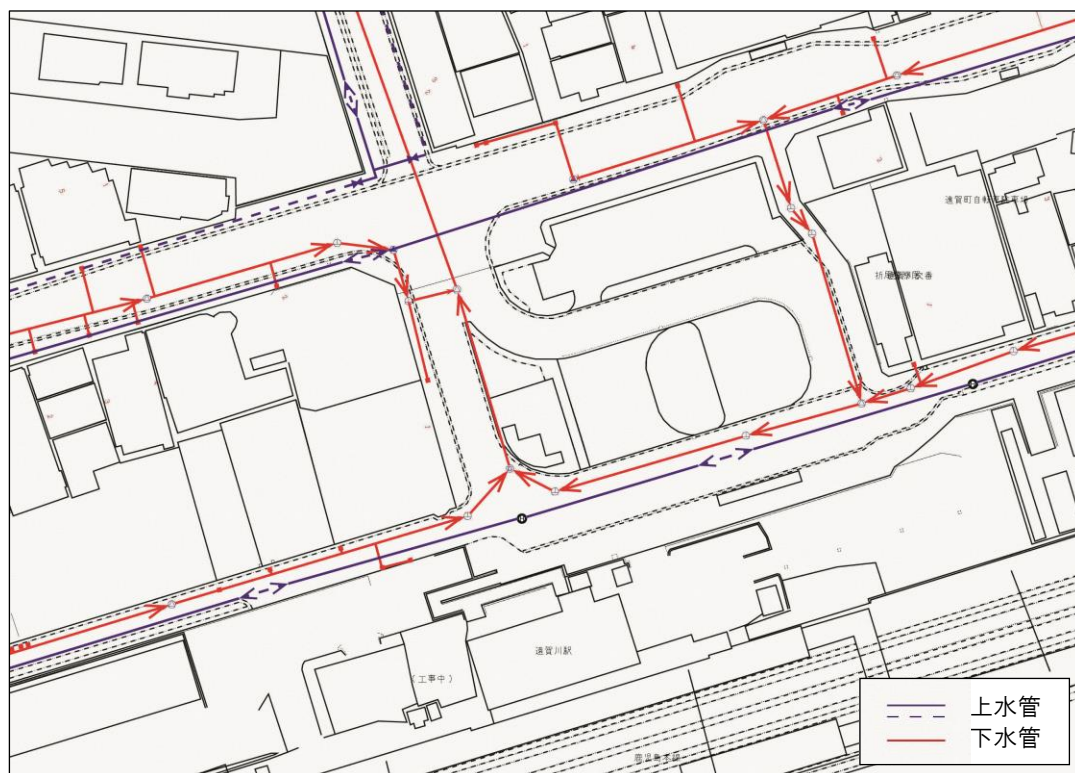
遠賀川駅は、JR九州鹿児島本線の駅で、平日は午前5時～午前1時の間に、上り（小倉・下関方面）で56本、下り（赤間・博多方面）で53本運行しています。

②バス

遠賀川駅のバス路線は、西鉄バスと遠賀コミュニティバス、芦屋タウンバスの3路線で、町内のみならず、芦屋町や鞍手町からの乗り入れがあります。

4) インフラ（上水・下水）

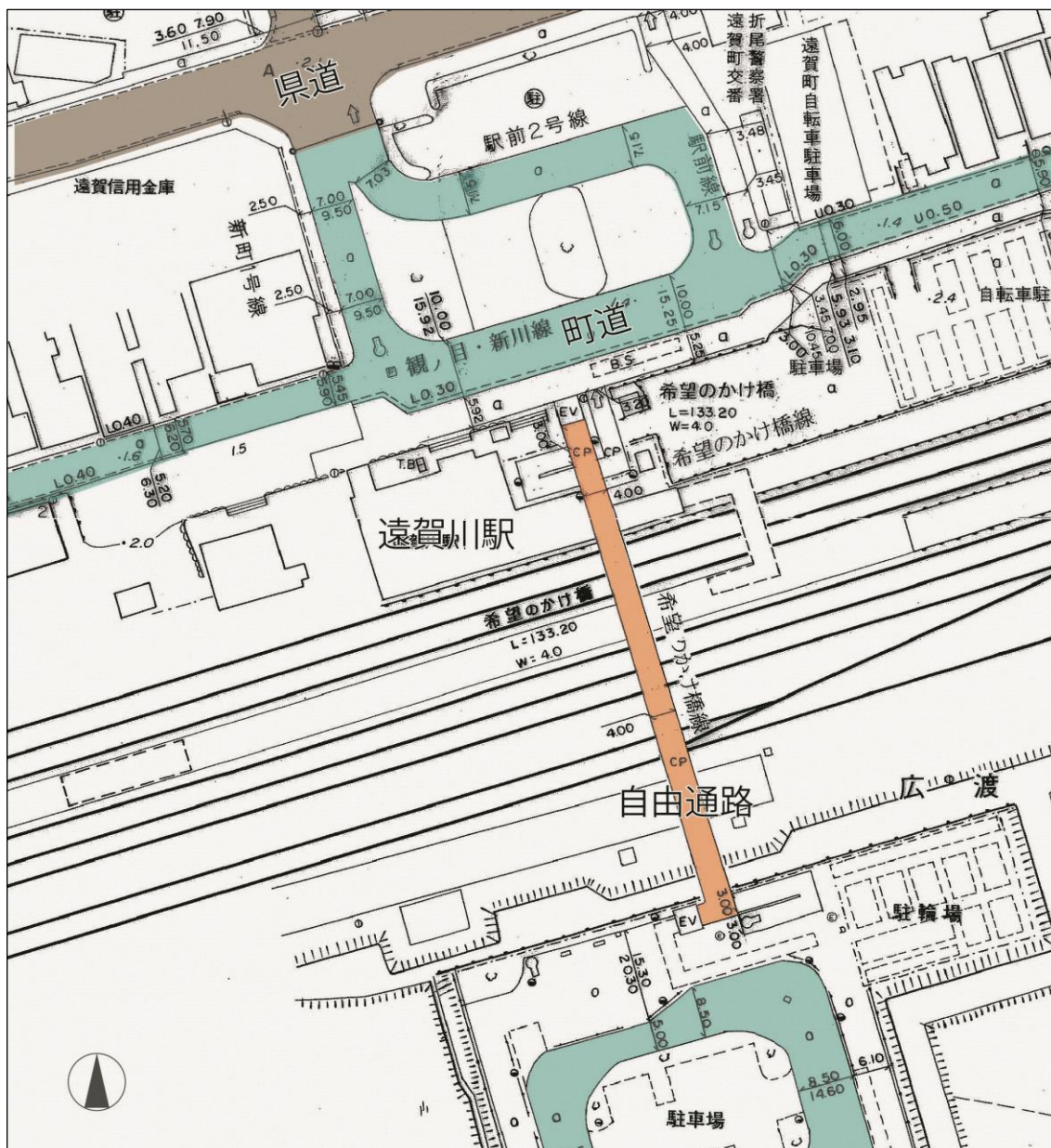
計画地周辺では下図の位置に上水管と下水管が整備されています。



5) 道路・アクセス関係

駅前広場の道路はすべて町道で、バスや一般車のためのロータリーや乗降所があり、コインパーキングが整備されています。また駅北側と駅南側それぞれの駅前広場は自由通路を介して行き来することができます。

以下、この計画において「駅前広場」という表記をした場合、すべて北側駅前広場のことを指すものとします。



6) 既存公共施設と交通

町内の主な既存公共施設は下記のとおりです。それぞれの施設と連携を行い、住民が目的に応じた適切な活動が行えるよう、施設用途を明確にした運営を行います。

交通の面では、遠賀川駅に隣接するとともに、遠賀町のコミュニティバス、芦屋町のタウンバスなど、町内外のバスの発着点のすぐ側となります。公共交通の便に優れている一方で、遠賀町の交通状況から、自家用車による利用者も多いと考えられます。



主な公共施設の一覧

施設名	完成	延床面積	延べ利用者数	主な用途、目的
遠賀コミュニティセンター	1986年4月 (改修:2015年)	2,447.70㎡ (地上2階)	57,069人	スポーツ・レクリエーション・文化の普及振興 など
遠賀町中央公民館	1975年8月 (増改築:2010年)	2,414.30㎡ (地上3階)	53,975人	町民の生きがいづくり 地域コミュニティの活性化 など
遠賀町立図書館	2001年3月	1,432.97㎡ (地上1階)	97,862人	図書館機能 生涯学習の拠点
駅前サービスセンター	1989年12月 (増改築:2013年)	476.92㎡ (地上2階)	2,137人	行政サービスの向上、 まちの宣伝活動 など
遠賀町ふれあいの里	1994年	4,245.70㎡ (地上1階)	84,758人	町民の健康増進 高齢者の生きがいづくり など

※述べ利用者数は平成30年度分

2 計画の概要

(1) 検討の整理

1) 現在までの流れ

基本構想では、導入機能のイメージを整理し、基本計画では建物の空間構成のイメージを検討しました。実施計画の完成後、基本設計に着手する予定です。

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度～
基本構想	基本計画	実施計画		
施設の条件整理 ・コンセプト ・導入機能 ・概ねのレイアウト など	施設の空間構成の 具体化 ・施設整備方針 ・施設構成 ・施設配置 など	施設の具体的な計画 ・外観デザイン ・施設利用計画 ・概算事業費 など	基本設計 実施設計 工事着手	

■基本構想・基本計画における機能イメージ

基本構想における機能イメージを基本計画に反映

駅前サービスセンター
情報提供スペース
多目的室
ショップ（自衛隊関連・特産品）
イベントスペース
健康づくりコーナー
フィットネススペース
避難所
飲食店（食堂・カフェ）
備蓄倉庫
図書返却コーナー
学習室
小・中学生が集まる場所
子ども屋内遊戯スペース
託児所

コンビニ（ATM・イートインコーナー）
小売店（本屋、レンタルショップ等）

センター以外の周辺施設で検討します

多目的室



フィットネス

図書コーナー

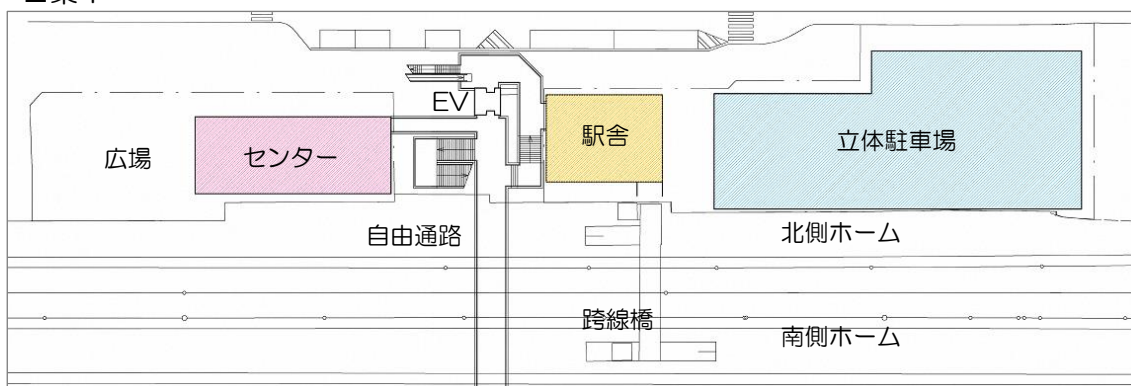


遊戯室

2) 配置・動線計画

基本計画において、センター・立体駐車場・駅舎を含めた全体配置を検討し、その結果として以下の3案を提示していました。既存の自由通路やエレベーターシャフトなどを活用し、駅舎、センターと自由通路を直結させることで、それぞれの施設の利便性・アクセス性を高めています。3案の主な相違点は立体駐車場の配置ですが、歩行者や車利用者、駅利用者の動線計画に重点を置いて、どの案が最適であるのか、ここで比較・検討を行います。

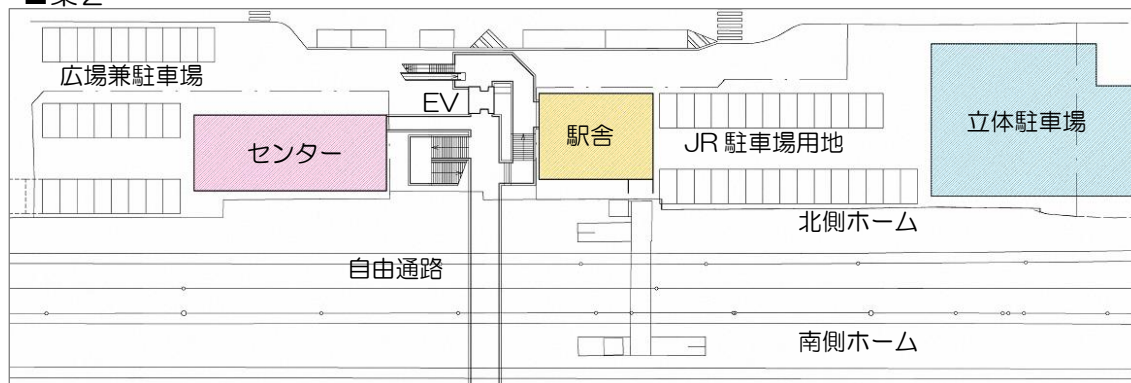
■案1



⇒立体駐車場がセンターから離れていてアクセス性に問題がある。

駐車台数は最大数確保できるが費用の増大が懸念されるとともに、用地確保の面から事業の確実性が難点となる。

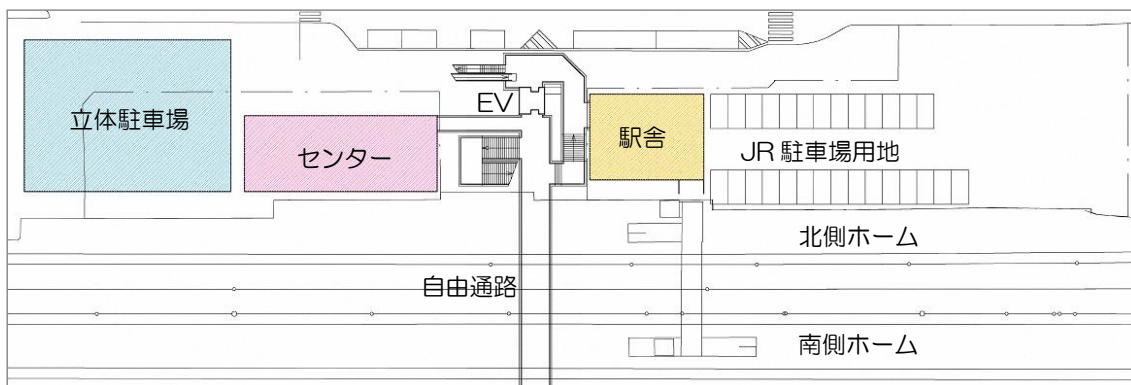
■案2



⇒町有地を活用することで、立体駐車場の用地確保が不要。

立体駐車場がセンターから最も遠く離れており、センターの利用を敬遠されるおそれがある。確保できる駐車台数が最も少ない。

■案3



<アクセス（動線）>

立体駐車場を、センターに隣接させることで容易に相互を行き来できる。駅舎から立体駐車場付近の盤下げを計画しているため、センターの西側に立体駐車場を計画するほうが、段差がなくスムーズにセンターと行き来できる。

<管理面>

センターと立体駐車場を一体的に管理できる。

<駐車台数>

通常の利用において十分な台数を確保できると想定される。

<機能面>

広場の用地がなくなるが、センターの屋上を広場と位置付けることで、機能は維持できる。

⇒車利用者にとって利便性が最も高く、駐車台数もある程度確保できるなど、利点が多い。

以上の3案を検討した結果、案3が総合的に最も優れていると判断しました。

しかし、建設コストの検討を進める中で、立体駐車場の建設コストが膨大になることが判明しました。理由として、案3の駐車場敷地が非常に狭いことから、立体駐車場の車路の面積が全体の床面積の多くを占めてしまい、十分な駐車台数を確保するためには、効率の悪い立体駐車場になってしまうことが挙げられます。また、後述する盤下げを行いながら、狭い敷地内で立体駐車場を建設することによる、遠賀川駅のホームへの影響への対策などによるコストの増加が予想されました。

そこで、上記において案3を選定した経緯や理由を踏まえながら、新たな配置計画の検討を行うこととしました。

(2) 全体計画

1) 配置・動線計画の前提条件

配置・動線計画の再考にあたり、基本計画における配置の前提条件を整理します。

① センター・駅舎・自由通路を直結させる

駅舎を移転させてセンターを配置し、駅舎と自由通路・センターをペDESTリアンデッキ(※1)や渡り廊下で繋げることで、駅舎とセンター間の行き来に配慮します。駅南側から自由通路を渡ってきた場合も1階に降りることなく、センターと駅舎に行くことができ、各施設間の上下移動を最小限にすることができます。

② 駅舎(改札)から跨線橋へ直接アクセスできるようにする

駅舎はホームへの移動が近くなるように跨線橋付近に計画し、改札から直接跨線橋を渡ることができるようにします。そうすることで、現在の南側のホームを利用する際に北側のホームを一度通過して跨線橋を渡るという動線を省くことができます。

③ エスカレーター・階段を新設して上層に移動しやすくする

エスカレーター・階段を現在の駅前広場の歩道部分に新設することで、駅前広場から改札やセンターの3階にスムーズに移動することができます。あわせて、自由通路のエレベーターを改修し、駅舎(改札)へ誰もがアクセスできるように配慮します。

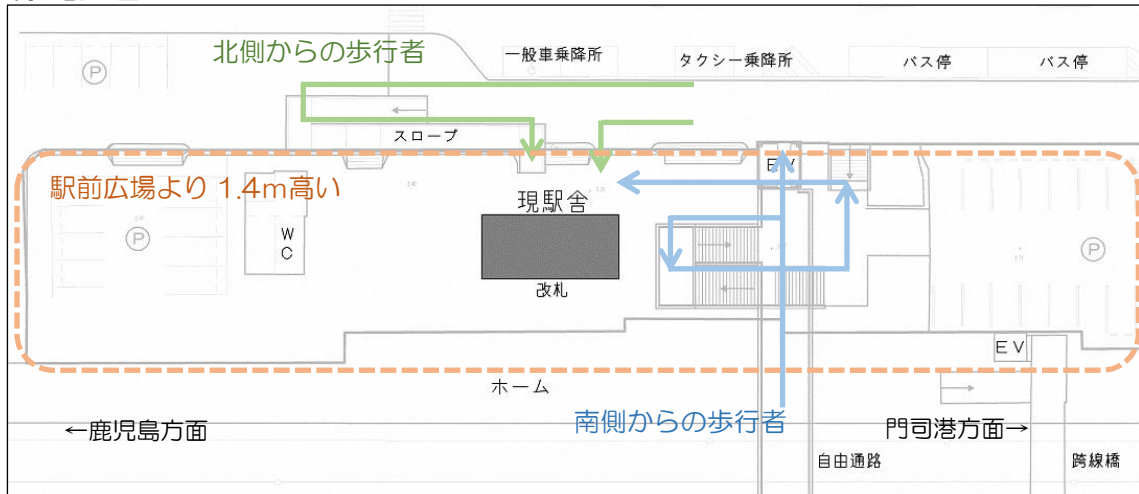
④ 駅舎・センター・駐車場の敷地を盤下げる(※2)

現在の遠賀川駅舎は、駅前広場との間に約1.4mの段差があり、スロープや階段を利用して段差を解消している状況です。そこで、敷地の盤下げを行うことで、その段差を解消し、駅前広場と駅舎・センター・駐車場を誰もが自由に回遊しやすい空間を整備します。

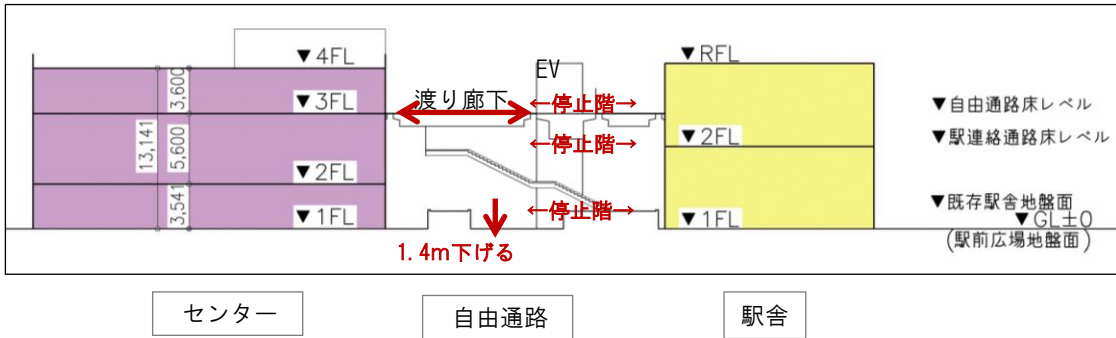
※1: ペDESTリアンデッキとは、建物と接続して建設される歩行者の通行専用の高架建築物です。歩行者が自動車の通行と分離して安心して移動できるように設置されます。

※2: JR九州との協議及び今後実施する地質調査結果によって、センターの盤下げが困難であると見込まれた場合は、盤下げ敷地の縮小、もしくは盤下げそのものを実施しない可能性もあります。

現況配置図



計画断面図

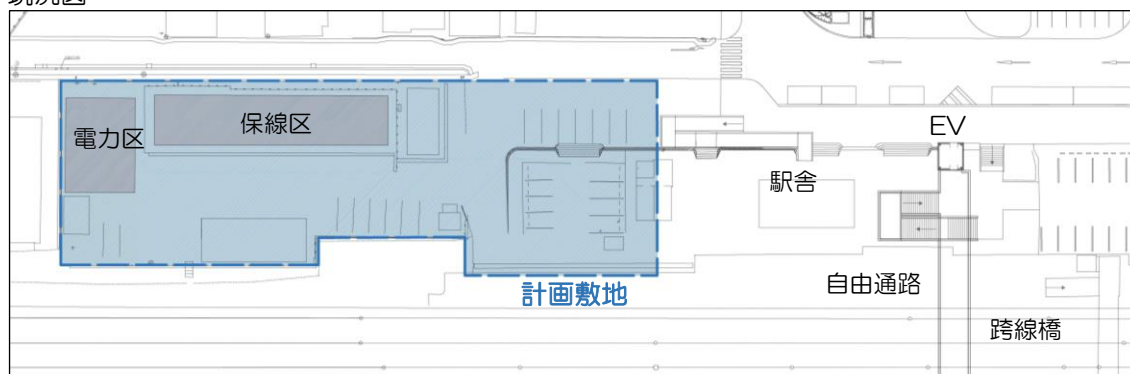


2) 新たな配置・動線計画

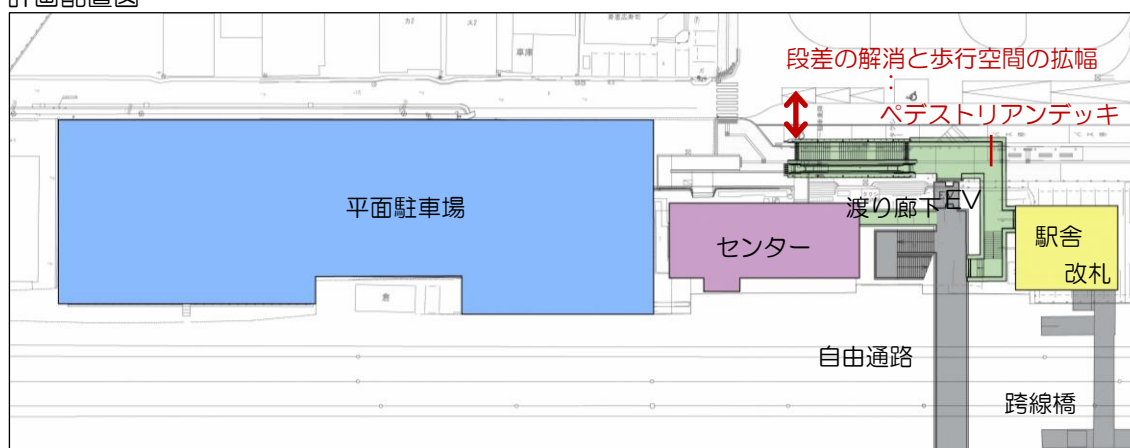
配置・動線計画の再検討に向けて重視したのは、案3の選定理由となった「センターと駐車場の良好な動線」や「駐車場の必要収容台数」について、事業費を抑えながらいかに確保するかということです。

そこで、計画敷地の範囲を以下のとおり広げ、現在、JR九州の保線区や電力区となっている敷地を平面駐車場とする計画としました。

現況図



計画配置図



保線区や電力区の用地を活用すれば、平面駐車場で十分な収容台数を見込むことができます。また、センターに隣接していることから、良好な動線を確保できることに加え、従来の立体駐車場と異なり上下移動が発生しないため、駐車場とセンターの間をさらにスムーズに移動することができるようになります。

上記の配置の場合、保線区や電力区の移転が必要となりますが、立体駐車場の建設にかかる費用が発生しないことから、案3よりも事業費を抑えることができると判明しました。案3と比較して、良好な動線や収容台数などの機能面は維持したまま、事業費を抑制することができるため、上記の配置をこの計画における配置・動線計画とします。

なお、新設予定のペDESTリアンデッキにより駅前広場の歩道が狭くなることから、歩道の拡幅を含めた駅前広場の改修を別計画において検討します。

3) 規模・平面計画

配置・動線の検討と基本計画で提示した平面図を踏まえて、センターと駐車場を限られた敷地の中で効率よく充実した施設とするために、規模や平面構成を検討します。施設利用イメージについては、第4章において言及します。

(利用する内容や仕様によって、収納及び設備などの検討が必要となります。)

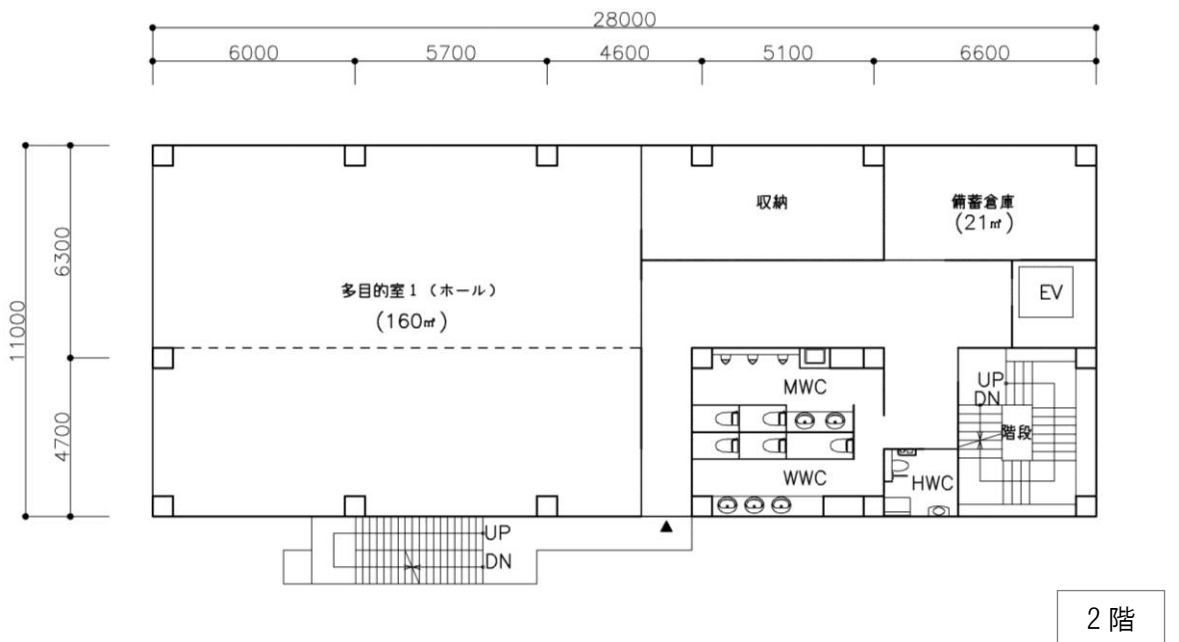
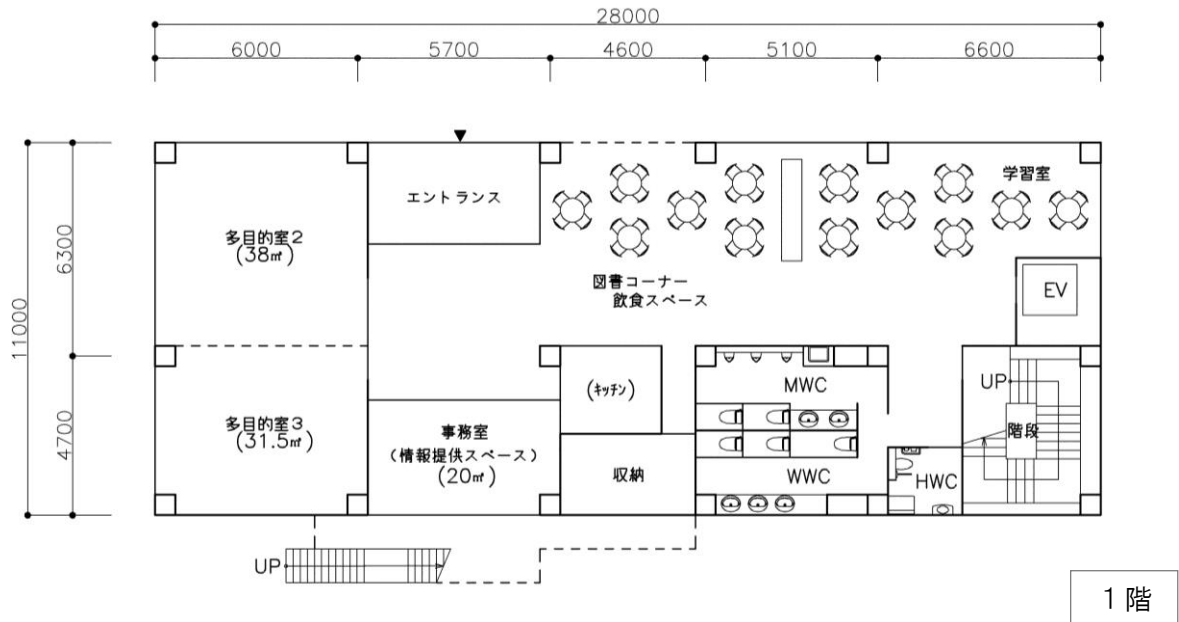
1階：駅利用者も含め、多くの人々の利用のしやすさを考慮し、図書コーナーや飲食スペースなどの気軽に立ち寄ることができるオープンスペースを中心に配置します。多種多様な滞在の仕方を実現できるような配慮を行うとともに、センター周辺の歩行者に対して施設利用を促すような配置とします。

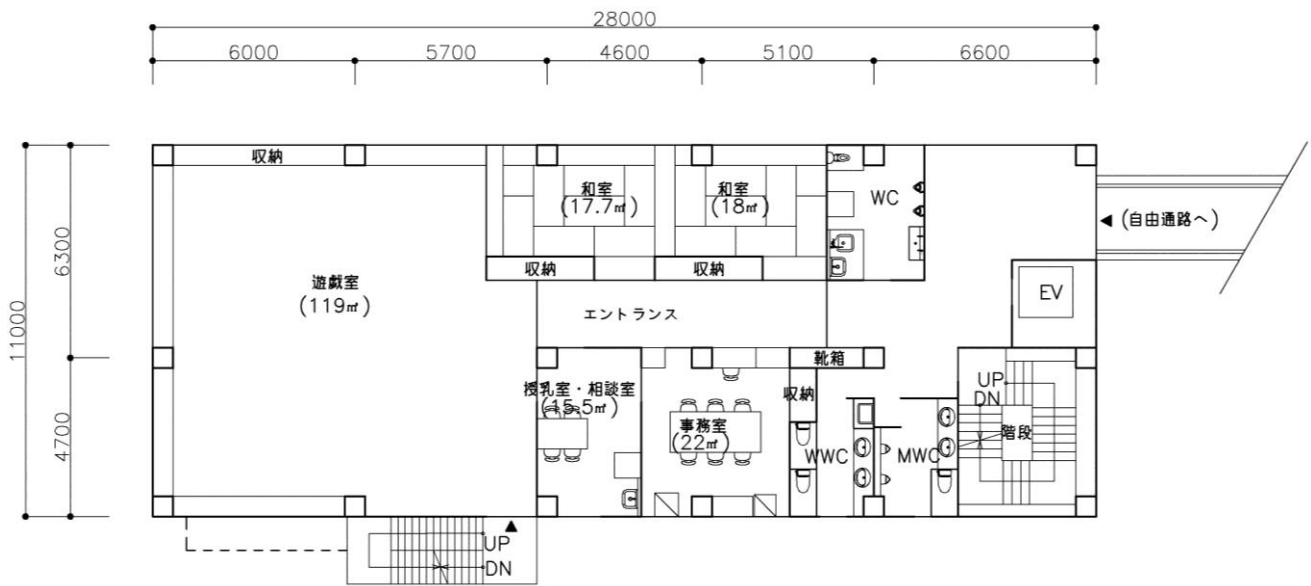
2階：センターの中で最も大きな部屋である多目的室（ホール）を配置します。音響などに配慮し、天井高を確保した開放的な空間となるよう計画します。

3階：駅舎や自由通路から渡り廊下を通じて直接アクセスできる階層です。子連れの方に気軽に利用してもらえるよう、子育て支援に関する部屋を配置し、現在ふれあいの里センター内で実施している地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」を移転させる想定です。

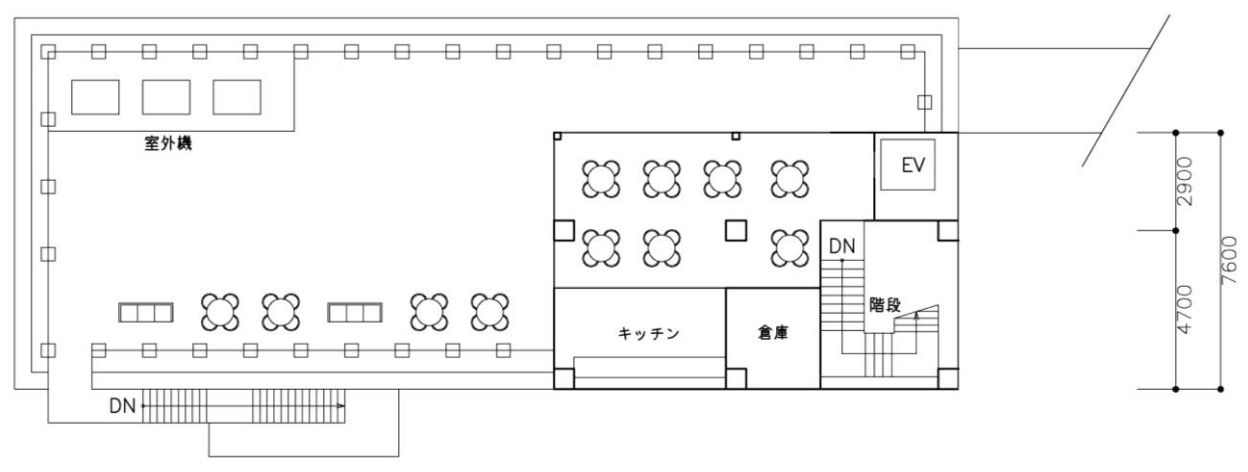
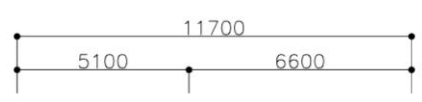
屋上：誰もが自由に利用できる、憩いの空間となるよう計画します。

【平面図】





3階



4階(屋上)

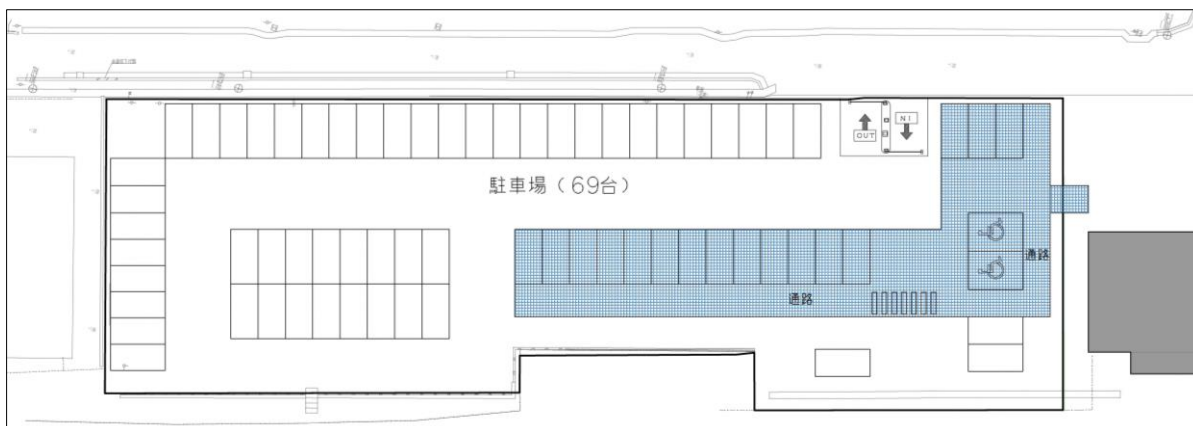
【センター概要】

- 地上4階建
- 延床面積：約1,015㎡
- 1階～3階：約308㎡
- 4階：約91㎡

【駐車場概要】

収容台数は 69 台を見込んでいます。

また、駐車場の一部にシェルターを設置し、雨に濡れずにセンターと行き来できるよう配慮するとともに、イベント時の活用を想定しています。



■ シェルター

4) 耐震安全性の目標

近年、突発的な大規模災害が全国的に頻発しており、不特定多数の人の利用が想定されるセンターも、安全性を確保した施設とする必要があります。

そこで、国土交通省（以下、「国交省」といいます。）が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」を基に、センターの構造体、建築非構造部材、建築設備の 3 点について、どの程度の耐震安全性を確保するのか検討します。

センターが災害時、備蓄倉庫を備えた一時的な避難場所として開放されることを想定した結果、耐震安全性の目標を下記のとおりとします。構造体、建築設備は国交省の基準通り、建築非構造部材は国交省の基準を上回る目標としています。

国交省の基準は平成 25 年に定められたものですが、その後、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、避難所として指定された建築物の建築非構造部材が落下するなど、施設機能が維持できなくなる事例が発生しました。センターは乳幼児の利用を多く見込んでいますが、建築非構造部材の落下による被害は大人より乳幼児の方が深刻になりやすく、また落下した建築非構造部材が散乱した状態では指定緊急避難場所としての機能を果たせなくなる可能性があります。近年に発生した地震による被害状況と、センターの施設としての特色や機能を考慮した結果、建築非構造部材の損傷や移動等の発生を想定するとともに、機能確保を目標としていない B 類ではなく、A 類とする必要があると判断しました。

センターの耐震安全性の目標

部 位	分類	耐震安全性の目標	理 由
構造体	Ⅱ 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	災害時における災害対策の中枢・拠点となる施設ではないため、国交省の基準通りとする。
建築非構造部材 (天井、壁、 建具等)	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	災害時に避難してきた人が一時的に滞在することを想定すると、施設内部も安全に使用できる状態であることが求められるため、国交省の基準を上回るものとする。
建築設備 (設備機器、 配管等)	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。	災害時の一時的な避難場所であり、避難者の滞在は短期間で想定しているため、国交省の基準通りとする。

参考

部 位	分類	耐震安全性の目標
建築非構造部材 (天井、壁、 建具等)	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。

参考（国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成 25 年版」より抜粋）

対象施設		耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造体	建築設備
(1)	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	Ⅰ類	A類	甲類
(2)	災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6)	病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	A類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	B類	乙類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

(3) 実施計画の位置づけ

実施計画においては、より多くの人に利用してもらうため、管理運営や利用イメージの明瞭化を図り、今後の基本設計に向けた基盤を構築します。

そのために以下の5点を精査します。

○外観デザイン

センターが「町の玄関口」として地域に根付き、外観からどのような印象を与える施設とするかを検討し、実施計画におけるデザインの方向性を示します。

○施設利用計画

センターの運営コンセプトを決め、住民がどのように利用していくのかイメージしやすいよう、具体的な部屋の使い方や行われるイベントを想定します。

○管理運営計画・運営体制

施設利用計画を実際に運営していくための方針を定め、利用時間や利用方法、運営体制を検討します。

○収支計画・概算事業費

センターを継続的に運営するための基本的な考え方及び施設整備にかかる概算事業費を示します。

○広報計画

センターの立地を活かし、より多くの方に施設を利用してもらうための計画を行います。

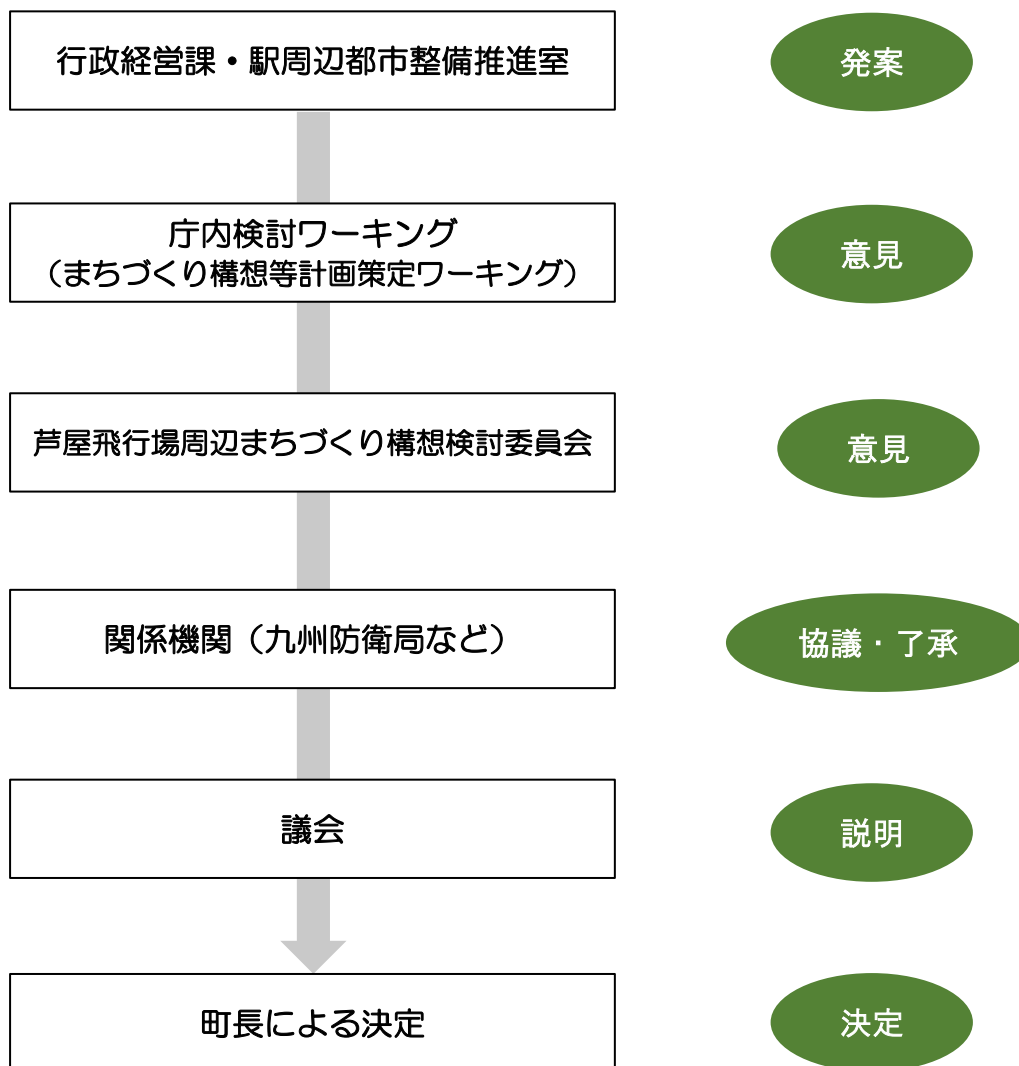
3 外観デザイン

(1) 方向性決定までの流れ

ここでは、センターの外観デザインの方向性を検討します。実施計画の策定後、以下の流れに沿ってデザインが決定していくことから、本計画での検討は、基本設計に向けた外観のイメージ・コンセプトを決定することを目的としています。



また、外観デザインの方向性決定に至るまでの流れを以下のとおりとし、最終的な決定権者は町長とします。



(2) 整備方針の整理

基本構想では、センターのデザインについて以下の整備方針を掲げています。

【整備方針】

町をイメージでき、見たくなる、来たくなるような魅力的なデザインとします。
誰もが利用できる施設とします。

駅のすぐ横という恵まれた立地を活かし、新たな遠賀町の地域資産として、町の顔となるようなデザインとします。自衛隊との交流や、地域住民の交流の拠点となる施設ですが、同時に町の顔として、イメージの拠点ともなり得る、駅前という立地を活かしたデザインを目指します。

また、前提として、これから数十年単位の長い期間を施設として稼働していくことを考え、「みんなが行きやすいデザイン」「人を呼び込めるような魅力的なデザイン」を軸に飽きのこないデザインとします。



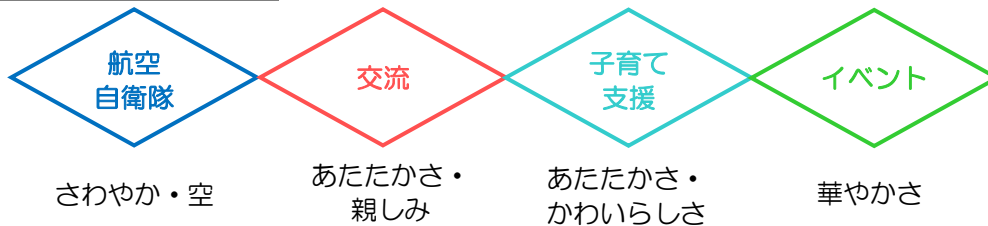
以上を踏まえた上で、外観デザインのコ
ンセプトを次のように定めます。

遠賀町のイメージ拠点となる駅前デザイン

遠賀町のイメージ



センター機能のイメージ



基本構想における町民の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・木の存在感があるなど、あたたかみがあるデザイン ・町らしい田園風景との調和、米をイメージできるデザイン ・水と緑、遠賀川の流れ、町花のスイセンをイメージできるデザイン
<ul style="list-style-type: none"> ・今の駅舎のデザインを活かしたデザイン (周りの街並みとの調和にも配慮する。古き良き時代をイメージできるものとする) ・以前の駅舎のデザインも考慮
<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが行きやすいデザイン ・人を呼び込めるような魅力的なデザイン ・近代的なものは町にあわない ・モニュメント（プロジェクションマッピングも可能）を設置



基本構想における町民の意向を反映させながら、町のイメージを体现し、施設機能とも調和した外観デザインを検討

また、外観デザインの方向性を決定するために以下のポイントを中心に精査します。

検討のためのポイント

- (1) 駅＝町の玄関口となるため、それにふさわしいデザインか
- (2) 何十年にも渡って住民に愛されるデザインか、流行り廃りがないか
- (3) 人が近寄りやすい、集まりやすいデザインか
- (4) イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）の費用対効果はどうか
- (5) 管理やメンテナンスのしやすさはどうか

(3) 検討案の比較

センターの基本設計は実施計画完了後に行う予定ですが、外観のイメージを決定し、駅周辺において調和のとれた統一感のある景観を形成するために、あらかじめ駅舎を含めたデザインの検討を行い、方向性を決定します。

構想の整備方針と遠賀町のイメージから、以下の3案を検討します。

案1：さわやかさを感じる

…さわやかさ・空・オーソドックス・シャープさ

案2：親しみを感じる

…親しみ・のどか・あたたかさ・穏やかさ・かわいらしさ・やさしさ

案3：歴史を感じる

…歴史・悠久・落ち着いた・レトロ

外観デザイン比較表

案	コンセプト	想定される特徴	参考事例	概要・使われ方
案1	<u>さわやかさを 感じる</u>	<p>爽快 航空自衛隊のさわやかな空を彷彿とさせるスタイリッシュなデザイン</p> <p>調和 グレーを基調としているため、周囲と調和しやすく、最近の建築物にみられる飽きの来ないデザイン</p>	 <p>総合福祉センター もえの丘 (愛知県北名古屋市)</p>	1階部分はコンクリートの打ち放しとし、上階はガラスを基調とする外観などが想定される
案2	<u>親しみを 感じる</u>	<p>木質・鉄 内外装に木材を多用する外部については、メンテナンスに配慮して耐久性を高めた木材、ガルバリウム鋼板を使用する</p> <p>ぬくもり 木材を使うことで、温かみを感じられるため、多世代が隔たりなく利用できるセンターのイメージ</p>	 <p>三河田原駅 交流広場 (愛知県田原市)</p>	<p>参考事例の駅舎は全体をガルバリウム鋼板としていて、縦のラインが際立っている</p> <p>1階部分を木材にする例では、主に住宅が多い</p>
案3	<u>歴史を感じる</u>	<p>素材感 焼き物(タイル)は時間の経過により、劣化しにくい材料で、長らく素材の良さを感じられる</p> <p>ナチュラル タイル・石材など自然な素材を多用する</p> <p>物語性 長く地域に根差せる、歴史を感じやすいシンボル性のある外観のイメージ</p>	 <p>阿久比町庁舎 (愛知県阿久比町)</p>	参考事例の庁舎では、1階部分の外壁にレンガ風のタイルを使用し、上階はガラスと白を組み合わせた重厚感と現代的なイメージを兼ね備えたものとなっている

【総評】

庁内検討ワーキングや検討委員会での意見を踏まえ、駅舎とその横の施設であることから「歴史」を感じる案がふさわしいこと、町の玄関口となるためシンボリックなデザインであることが求められることなどから、**案3「歴史を感じる」**を外観デザインの方向性として決定します。



4 施設利用計画

(1) 運営コンセプト

センターが、地域の多くの方に継続的に利用され、町の中心的な施設として健全に運営されるためには、明確な運営指針やコンセプトを定める必要があります。

またセンターは、多世代に渡って利用される施設を目指しており、それに見合う利用計画や運営方法を検討し、目指すべき方向性を示していくことが重要です。

そこで、基本構想で示した運営方針に基づき、以下のとおり、センターが目指すべき運営コンセプトを定めます。

<運営方針>（「芦屋飛行場周辺まちづくり基本構想」より引用）

- いつも何かが新しく、いつ来ても飽きない魅力を維持します
- 施設情報をみんなで発信します
- いつも快適に利用でき良好な状態を維持します

<運営コンセプト>

1：住民の「何気ない毎日」と「豊かな人生」を応援

住民のライフスタイルに合わせた「豊かな人生」を応援
「住んでよかった」と思われる町へ

2：自衛隊は身近な存在、お互い感謝しあう関係へ

他では体験できない、普段着で参加できるラフな交流を！
まずは親睦を深めて、お友達になりましょう。そこから相互理解と感謝が生まれる。

3：まちの元気をつくる！魅力を伝える！

遠賀町内の商工農、様々な分野と連携
買って、食べて、体験して、地域を活性化

1：住民の「何気ない毎日」と「豊かな人生」を応援

運営スタッフは、遠賀町の住民の「どのライフサイクルにおいても充実した人生を送ってもらうためのサポート」を主眼において運営を行います。それがひいては、「遠賀町に住んでよかった」と思われるような施設運営を目指します。

また、施設運営を行っていく上で、子どもや高齢者、障がい者、男性、女性など、誰もが気軽に施設利用でき、イベントに参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。

ライフサイクルにあわせたサポートイメージ（例示）

胎児～就学前

子育て支援、子ども向けイベント、（親に向けて）マタニティ期からの支援（食事指導、プレバママ、プレおじいちゃんおばあちゃん、マタニティビクス、育児講座、出産イメージトレーニング）

児童学生

学習支援、サイエンス講座、子どもへの支援（相談員の配置、惣菜の販売）

成人・壮年期

スキルアップ講座、趣味講座、仲間づくり（地産地消バーベキュー）、恋愛・結婚支援、ライフプラン相談、老後に備えるセミナー

子育て期

子育て支援（母乳相談、発達相談、離乳食カフェ、ママ・パパ友づくり支援）、託児ありママ・パパのためのイベント（ダンスやヨガなどのスポーツ系、コーラスなどの文化系）

高齢期

子どもとのふれあい、認知症予防、介護予防、趣味講座

全世代共通

地域交流（立ち寄りカフェ、居心地のよい空間の提供、電車の待合）、地域活性化につながるイベント（マルシェ、スイーツフェス、屋上ビアガーデン）

2：自衛隊は身近な存在、お互い感謝しあう関係へ

自衛隊員と地域住民の相互理解を深めていくためには、住民にとって隊員を「自衛隊員」としてだけでなく、「同じ地域に住む住民同士」としても身近に感じてもらう必要があります。そのため、従来のフォーマルな交流イベントに加え、気軽に普段着で参加できるようなラフな交流イベントも行い、「お友達のように」仲を深める機会を設け、相互理解の促進を図ります。他の施設では体験できない「この施設ならではの交流」「特色ある交流」を目指すことで、多くの人々のイベントの参加を促します。

自衛隊との交流イベントイメージ（例示）

フォーマルなイベント

講演会（国防情勢や災害救助、自衛隊員の素顔など）、防災セミナー（大人向け、子ども向け、子連れ向け）、装備品の展示、地元住民との意見交換会・懇談会

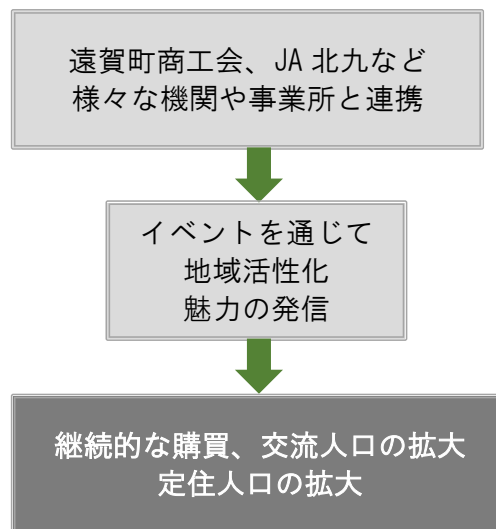
ラフなイベント

自衛隊員との婚活パーティー、住民vs隊員による力自慢大会、隊員による筋肉のつけ方指導、地元食材を使用した交流バーベキュー、子連れで参加する家族ふれあいイベント

実際に自衛隊関連のイベントを実施する際は、芦屋基地の隊員を中心に交流を深めていくことに加えて、県内他基地との広域的な交流促進を図ります。

3：まちの元気をつくる！魅力を伝える！

「遠賀町民の充実した人生に対するサポート」のほか、「遠賀町そのものに対するサポート」という視点を取り入れます。遠賀町全体の活力が低下しつつある現在、駅から直結していること、これから開発が進んでいく駅南地区からのアクセスも良好であることなどの利点を活かし、遠賀町の魅力を発信していくことでにぎわいや活力の創出を図ります。遠賀町内外の人が、イベントを通じて遠賀町のものを見て、買って、食べて、さわって、体験してもらうことで直に魅力を伝えます。



(2) 利用イメージ

センターの利用イメージを各階、部屋ごとに提示し、施設の可能性を広げながら、より良い環境でサービスを提供できるよう検討します。

1階

<貸室>

○多目的室2・3

少人数でのイベントや教室・講座の開催などに適した、小規模な部屋です。多目的室2と多目的室3の間にある間仕切りを可動式にする想定のため、大きなイベントや大人数で使用する場合は、ひとつの部屋として利用することができます。

活用例

- ・自衛隊のパネルなどを常設で展示
- ・隊員による少人数向けの講座（無料）
- ・町職員による講座（無料）
- ・住民のニーズに合わせた人気のある文化系の趣味や特技を楽しく学べる、継続的に通える講座（有料）
- ・関心の高いテーマを選択して1回の受講で完結する講座（有料）

講座例：スマホの使い方、カメラ、ビジネスマナー、子育て孫育てなど
町職員による講師が可能な講座例（無料）：保険や年金の知って得するサービス、税金の控除、インターネットに潜む危険など

講座例：コーラス、ギター、二胡、笛、絵画、編み物、縫い物、フラワーアレンジメント、デザイン、着付け、囲碁、将棋、歴史、外国語など

収容人数は多目的室2は20人、多目的室3は15人、合わせて35人程度



<共用>

○図書コーナー・飲食スペース

駅のすぐ側という好立地から、電車利用者の利便性向上を図りながら、誰でも立ち寄ることができるオープンな空間として「読書ラウンジ」を運営します。

ここには椅子とテーブルを配置し、採光や内装でゆっくりくつろげるように配慮しながら、自衛隊員の活動紹介や隊員募集のポスター、チラシなどを配架・展示するスペースを設けます。

図書に関しては、来訪者が常に興味を引くように、こまめに見直し、入れ替えを行います。また、より快適にくつろげる「ラウンジ」を目指して、飲食できるスペースとして運営していく上で、図書の管理との両立を図るためにリスク管理や明確なルールづくりを行います。

- ・雑誌や新聞紙、文庫本などを展示
- ・配架図書の一部に自衛隊コーナーを設け、自衛隊関連の書籍を展示
- ・遠賀町立図書館と連携、借りた本を返すことができるよう、返却ボックスなどを配置
- ・将来的には、スマートフォンやタブレットを使用して図書館の本を予約し、センターで受け取ることができるといったサービスの構築

収容人数は 20 人から 25 人程度

活用例



海士町
中央図書館カフェコーナー



みなと交流センター
はーばりー



○学習室

児童や学生などが学習を行うための部屋です。気軽に立ち寄れるよう無料で自由に開放します。中にはテーブルと椅子を設け、タブレットの配置やインターネット環境の整備など、学習の援助となるような環境を整備します。

また、ここでは主に学生に向けた自衛隊員の隊員募集のポスターやチラシを中心に配布・展示予定です。

さらに、近隣の大学に通学する大学生と連携し、週に何度か学習のサポートを行うことを検討します。

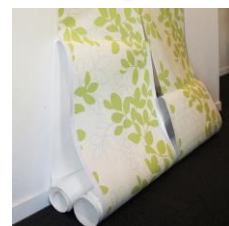
収容人数は 12 人程度、利用者は主に学生を想定



○トイレ

通常の男女用トイレの他、多目的トイレを整備します。これはセンター利用者のための多目的トイレであるとともに、駅前広場としての多目的トイレも兼ねることとします。そのため、センター休館日や開館時間外でもトイレのみ利用できるように、セキュリティを明確にし、他部屋に行けないよう施錠した上で、センターのエントランスからトイレまでの動線を確保します。

内装の壁には、ラッピングペーパーを施し、季節に応じて定期的に変えることで、目で見て楽しめるトイレとすることを検討します。



<管理>

○事務

センター職員が常駐し、様々なサービスの提供を行います。カウンターを設け、近くにソファなどを配置します。

活用例

- ・お客様対応窓口、町の観光・特産品などの情報提供
 - ・出張行政サービス
- ⇒現在、駅前サービスセンターで実施しているサービス内容（各種証明書の発行、バスの定期券の販売など）を引き継ぎ実施する

2階

<貸室>

○多目的室1 [メインホール]

センターの中で最も大きな部屋で、移動式観覧席の整備を検討するほか、音響や設備、楽器などの備品にも配慮し、多くの人の利用を想定しています。

活用例

- ・自衛隊員によるコンサート・講演会や各種イベント時のメイン会場等
- ・「からだづくり」「健康づくり」の一貫としてフィットネスやヨガなどの講座
⇒自衛隊員によるオブザーバー参加も想定しており、身近な交流を企図
- ・ダンス講座、キッズダンス講座や楽器講座など、スペースが必要な講座や講義、コンサートなど

収容人数は 80 人程度



<管理>

○備蓄倉庫

災害時に備えて物資を備蓄するためのスペースです。当該施設はオープン後、指定緊急避難場所（※）とする想定です。町の防災担当課（現在、総務課庶務係）と協議のうえ、備蓄物資の内容と数量を決め、運用していきます。普段は利用する想定ではありません。



※指定緊急避難場所とは、差し迫った災害の危険から逃れ、命を守るために緊急的に避難する施設や場所です。長期的な滞在は想定されていません。

3階

<貸室>

○遊戯室

(対象：子どもと保護者)

3階部分のメインとなる部屋で、様々な遊具やおもちゃを配置して、誰でも自由に遊ぶことができる空間とします。この部屋における飲食は原則として禁止とします。遊具やおもちゃは子どもの発達の手助けとなるのかどうかを考慮しながら選別し、定期的に更新を行います。



活用例

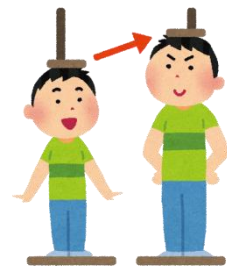
- ・子どもはその保護者が見守りながら、自由に遊べる
- ・子どもとその保護者が対象の自衛隊員との交流、セミナー、イベントを実施
- ・保育士を配置して、気軽に子育ての相談

収容人数は 40 人程度

○和室

(対象：乳児など)

二間続きの畳の部屋で、間に仕切りを配置し、利用内容に応じて部屋の大きさを変えることができます。テーブルなどの備品を配置するとともに自由に利用できることとし、乳児や幼児はこまめな水分補給が必要なことから、この部屋に限り、離乳食も含め飲食を可能とします。そのほか、和室でなければ実施できないイベントもこちらで実施します。



活用例

- ・セミナー・イベント
- ・乳幼児の身体測定（体重計などの備品を完備）が可能
- ・授乳や離乳食など、育児の悩み・不安に関する相談・解消

収容人数は 10 人程度

○相談室

子どもの発達や健康など、様々な保護者の悩みの相談を受けるための専用の部屋です。椅子とテーブルを配置し、音漏れや出入口を目立たない場所にするなど、プライバシーの保護を重視した内装とします。授乳室・おむつ替えスペースとしても活用するため、水道とおむつ交換台も設置します。



活用例

- ・ 保護者の悩み相談
- ・ 来客対応

<共用>

○トイレ

子育て支援スペースのエントランスより外に配置していますが、利用者は子どもや子ども連れが多いと考えられます。そのため、小型トイレを設置した子ども用トイレを配置するとともに、そこで子どもが下半身などを洗えるよう、小型のシャワー台を設けます。そのほか、おむつ替えの台やベビーチェアを設置するなど、子連れ利用者への配慮を行います。



○遊戯室へのエントランス

エントランスより内側は衛生上の理由からすべて土足禁止とし、子どもが靴箱の中に触れたり、ひとりで外に行ったりしないよう、靴箱より内側にベビーガードなどを設置します。また、子どもの転倒などの危険性を考慮し、スリッパは配置しません。またベビーカーを利用した訪問に備え、エントランス付近に自己管理としたうえでベビーカー置き場を配置します。

<管理>

○事務室

3階の子育て支援スペースを運営する職員の事務室です。遊戯室へのエントランスに面して、来訪者への対応も行います。対応するカウンターは、小さな子どももよく見えるよう、高さは可能な限り低めに設定します。また、調乳用のお湯を沸かすための電気ケトル、調乳作業のための水道と流し台を設置します。また、相談中などにより相談室で授乳できないケースも考慮し、部屋の一角にカーテンを設け、ここでも授乳できるよう配慮します。

屋上（交流広場）

屋上は交流広場として、一般開放します。その際、子どもの利用も多く想定されることから、落下防止などの安全設備には万全を期して整備します。線路の目の前であることから、電車を眺めることができる場所を設けるとともに、線路から遮蔽する場所も設け、そこに飲食スペースを配置します。後述するようなバーベキューなどを実施するため、調理スペースと調理設備を確保します。天候や季節に左右されることなく利用できるよう、調理スペースと飲食スペースを中心とした一部に屋根の設置を検討します。



駐車場

センターに隣接する平面駐車場は、69台程度の駐車台数を予定しています。障がい者用駐車スペースを中心に、雨に濡れずに人が行き来できるようにセンターの入り口まで屋根を設けることを検討します。また、イベントを行う際は第二駐車場を確保したうえで、センターの1階部分や後述する膜シェルターの部分と一体的に広場として活用し、にぎわいを波及していく拠点とします。

屋外

センターのエントランスの前に膜シェルターを設置することを想定しています。膜は従来の屋根に比べて耐久性、耐火性に優れ、設計時の自由度が高いことからデザイン性にも優れています。

センターの前に膜シェルターを設置することにより、季節や天候に左右されることなく、基地交流祭などの自衛隊員との交流イベントや、マルシェなどの地域活性化イベントをセン



ターの1階部分と一体的になって屋外で行うことができます。屋外でイベントを実施することで、道行く人がその様子を見て興味を惹かれ、「行ってみよう」、「参加してみよう」と徐々に人が集まり、更のにぎわいが創出されることが期待されます。その高いデザイン性から景観向上を図りながら、活気あふれる駅前となることを目指します。

(3) イベントイメージ

各部屋の利用イメージを踏まえて、センターが主体となって開催するイベントを検討します。

<自衛隊との交流>

(A) 講演会 [多目的室1・遊戯室・和室]

隊員に対する親近感の醸成を図る講演会を実施

講演内容は、住民にとって身近で興味関心が高いテーマで実施します。また、**3階(遊戯室・和室)**で託児を実施し、誰もが気兼ねなく参加できるよう配慮します。

国防や近隣国の情勢、防災への取り組み方、災害時のサバイバル術、自衛隊員の経験談など



(B) 基地交流祭 [多目的室1・2・3・遊戯室・和室・屋上・屋外・駐車場]

遠賀町と芦屋基地との交流祭

センターのメインイベントとして位置づけ、広く住民に参加してもらうよう様々な出展を行います。

多目的室1ではステージを設け、より住民が隊員を身近に感じ、直接交流を育めるようなステージイベントを実施します。その際、膜シェルターを設置予定の屋外や駐車場も活用し、にぎわいを波及させます。

隊員と住民による力自慢大会、ミリタリークイズ、筋肉コンテストなど

多目的室2では地元商店街による出店を実施し、地元製品の販売を行い、地域の活性化を図ります。

多目的室3では自衛隊の装備品などの展示を行います。

遊戯室では通常通りの運営を行いますが、子ども向けのミニイベントを実施し、イベントを通じて子育て支援スペースについて知ってもらい、通常時の利用促進につなげます。

ペーパークラフトによる飛行機の作成など

子連れのイベント参加者で、乳児や幼児のために、**和室**を休憩スペースとして開放します。



(C) コンサート [多目的室1・2・3・和室・遊戯室]

航空自衛隊の隊員によるコンサート

多目的室1で実施し、より地元との交流を深めてもらうため、地元生徒や地元住民によるコーラス隊との共演などを検討します。

また、コンサート中は、3階（遊戯室・和室）で託児を行い、子持ちの方でも気兼ねなく鑑賞できるようにサポートします。

そのほか、遊戯室で隊員による歌やピアノなどの小さな楽器による、子ども向けのミニコンサートを実施します。

さらに、コンサートにあわせて、多目的室2・3でパネルや装備品の展示などを行います。コンサートの前後の時間や休憩時間に観賞してもらい、自衛隊に対する興味関心の醸成を促進します。



(D) 芦屋基地航空祭サブ会場 [多目的室1・2・3・和室・屋上・屋外・駐車場]

芦屋基地航空祭に合わせたサブ会場を想定

芦屋基地航空祭は全国から人が集まる一大イベントで、その多くは遠賀川駅を利用するため、その機会を活かし、航空祭サブ会場としてイベントを実施します。そこで、全国の人々にセンターや遠賀町、遠賀町の特産品についてPRを行っていきます。

芦屋基地航空祭の最大の目玉イベントは展示飛行ですが、それを観覧するためのスペースとして屋上を開放します。



多目的室1

自衛隊グッズの販売

多目的室2

装備品などの展示

多目的室3

屋外
駐車場

マルシェで地元産品の販売

和室

乳児や幼児のための休憩スペース

屋上

遠賀町の野菜を使ったバーベキューや地酒の提供

(E) 防災フェア [多目的室1・2・3・遊戯室・屋上]

住民に防災意識を高めてもらうために開催

防災意識の向上を目的として様々な講習やイベントの開催を検討します。

多目的室2では机上訓練体験を実施し、避難経路の確認など隊員も参加しながらシミュレーションを行います。

多目的室3では、マネキンやAEDを活用した人命救助体験を実施します。

遊戯室では、普段子どもがいるため防災に関する講習が受けられない世帯を対象として、子どもを遊ばせながら受講することができる防災講習を実施します。



特に育児世帯が備蓄すべき物資、子連れでの避難の方法、避難所での生活の注意点など、子育てを行う世帯ならではの講習

屋上では、炊き出し体験を実施します。

(F) 自衛隊の隊員募集説明会

[多目的室2・3・図書コーナー・飲食スペース・学習室]

上記の自衛隊と関連した各種イベントを行う際、併せて実施します。

(G) 隊員と地元住民による親睦会 [屋上]

「隊員と地元住民」としてではなく、お互いこの地域に住み、貢献する人同士として親交を深めてもらいます。その際、遠賀町のお米など、特産品の提供を行い、地場製品のPRも兼ねます。

隊員と住民による婚活イベントとしてのバーベキューも検討します。

(H) 家族交流会 [遊戯室]

隊員の家族と地元住民の家族の交流会です。主に子ども同士の交流を想定しており、保護者も含めて一緒に遊ぶミニイベントを実施します。異動によって実家からも離れ、支援を受けづらい隊員とその配偶者の子育てを支援するとともに、地元住民も含めたママ友・パパ友づくりの輪を広げます。

<その他町主催のイベント>

(a) 地元産品マルシェ[多目的室1・2・3・屋上・オープンスペース・屋外・駐車場など]

地域の活性化を図るイベント

遠賀町が誇る特産品や、地元の飲食店や小売店が積極的に売り出したい地場商品を多くの人に広く知ってもらい、今後の販促につなげます。

多目的室1

遠賀町産の農産物やその加工品などの販売
試食や調理方法のレクチャーを積極的に行う



green gallery GARDENS
ガーデンズマルシェ

多目的室2・3・図書コーナー・飲食スペース

・屋外・駐車場

遠賀町産の清酒・焼酎の販売・試飲・町内飲食店による出店・夢れんげの試食、町内の各種スイーツ店によるスイーツバイキング



屋上

特産品・農産物の競り体験など

(b) 講座発表会[多目的室1・2・3・遊戯室・和室]

趣味や特技の講座の成果を発表

センターで実施している講座の成果を発表する場を設け、モチベーションの上昇を図ります。

舞台上で披露する講座は**多目的室1**で、それ以外の作品展示を行う講座は**多目的室2・3**で実施します。また、講座の発表会出演者や観覧者のため、**3階(遊戯室・和室)**で託児を実施します。

なお、講座の開催数がある程度充実してからのイベントとします。



(c) 期間限定イベント[多目的室1・2・3]

期間限定イベントを計画・開催

主に夏休みの期間である7月から9月の1ヶ月から3ヶ月程度、期間限定イベントを実施します。町内外から人を集めることができる注目度の高いイベントを選定します。基本的には有料での入場としますが、他では見ることのできない魅力的なイベントを実施することで、集客を図ります。会場は多目的室1のみもしくは多目的室2・3の全部屋を利用し、開催期間中は他の用途での利用や一般の貸出は行わないものとします。

デジタル遊園地の誘致や大型遊具の設置、鉄道・ジオラマ模型の大型展示など

(d) クリスマスイルミネーション[全館]

毎年駅前で行われるイルミネーションをセンターでも実施

センターに対する愛着を醸成するため、駅前のイルミネーションにあわせて、「クリスマス飾り付けイベント」として、施設内の簡単なイルミネーションの設置やクリスマスツリーの設置などを地域住民と一緒にを行います。

遊戯室

子どもたちと一緒にクリスマスリースやワッグ、ツリーのオーナメントなどを作成



飾りつけが終わったあとは、参加者に対して無料で夢れんげのおにぎりと豚汁などをふるまうことを想定し、地域の連帯感の醸成と積極的な参加を促します。

(e) 不定期イベント[多目的室1・2・3]

ニーズはあるが、受け皿のないイベントを探し、人を呼び込む

近年注目を浴び始め、ニーズの高まりがあるものの、関連したイベントを周囲で行っていないなど、そのイベントを実施すると町内外の広い範囲から人が集まるとされるイベントを発掘し、実施します。運営スタッフは常に高い感度をもってイベントの企画に取り組みます。基本的に有料で実施します。

e-sports 大会、フライトシミュレーターの設置、VR 体験など

5 管理運営計画

(1) 基本方針

利用計画を実際に運営していくために以下の4つの方針を示します。

<運営方針>

1：自立に向けた施設運営

○この施設は防衛省の補助事業を活用しているため、収益をあげることはできません。しかし、施設整備費を投入して整備する以上、町民に長く親しまれる施設としなければなりません。そのためには、施設の運営費を町の財政で負担し続けるだけでなく、施設の維持管理費や事業費を少しでも多くまかなえることができるよう、ある程度の収入を得ることを目指します。そこで、「有料であっても参加したい」と思われるような、質の高い有料イベントを実施します。

○その一方で、自衛隊との交流イベントや、より多くの町民に参加してもらうことに意義がある啓発系のイベント、施設の存在を広く知ってもらうためのイベント、地域活性化イベントなどは、無料イベントとします。

○支出についても、運営スタッフは常にコストを意識した運営を行います。ただし闇雲にコストカットを行うのではなく、必ず達成しなければならない目的を明確にしたうえで、コスト評価も含めた運営手法の検討を行います。

2：分かりやすい広報と使いやすい施設

○より多くの人々にセンターを知ってもらい、利用してもらうためには、効果的で分かりやすい広報が重要です。駅のすぐ横である立地を生かし、駅利用者の目に入る位置での看板やモニター設置を行うほか、広報おんが、SNS、動画、ポスターやチラシの配架など、さまざまな世代の人に訴求できる広報を行います。

○また、利用者にとって使いやすい施設であるかどうかも重要です。貸室の施設予約や予約状況の確認、イベントの参加申し込みなどについて、従来からの窓口対応や紙での申し込みに対応する一方で、インターネット上でも予約や申し込みに対応できるシステム構築を視野に入れます。

3：ニーズの把握

○施設を運営していくにあたり、重要となるのがニーズの把握です。施設利用者や、今後利用すると思われる人々が、センターに対し何を求め、どんなイベントを実施してほしいのか、新たなニーズの発掘も含めて常に把握できるよう、こまめにアンケートの実施を行うとともに、町内外の人々の意見を積極的に収集します。

4：さまざまな人と共につくりあげる

○遠賀町の地域資源のひとつが「人」です。遠賀町のPRのため、まちおこしのため、商店街の振興のため、農業の推進のため……理由はさまざまですが、遠賀町のために奔走している人々がたくさんいます。そういった頑張っている地域住民と積極的に連携し、「みんなで作ってあげていく施設」を目指します。

(2) ルールの検討

センターのルールを以下のように検討しています。

<休館日・開館時間及び利用時間>

センターの休館日・開館時間及び利用時間は以下の通りです。

休館日：毎週火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

※火曜日が祝日の場合はその翌日を休館日とします。

休館日については、町内にある各公共施設が月曜日または水曜日であることが多く、それらの施設が休館日である場合も利用できるように、配慮しています。

開館時間：9時～22時（子育て支援スペースのみ10時～16時）

開館時間帯については、遠賀川駅からのアクセス性の良さから、通勤・通学時に利用しやすく、また周辺の類似施設の開館時間を考慮し設定しました。

遠賀川駅の運行時間が午前5時ごろから翌日の午前1時ごろまでであるため、開館時間外は駅の利用者が施設のトイレを利用することを考慮して、基本的には1階のエントランスからトイレへの出入りのみ可能とします。

また、子育て支援スペースのみ開館時間を短縮していますが、イベントで必要なときは16時以降でも和室を開放するなど、柔軟な対応を行います。

区分	休館日	開館時間	利用時間	備考
全館共通	年末年始、 毎週火曜日	9:00～ 22:00		駅周辺の利用者の トイレ利用に対応
事務室			9:00～ 22:00	
図書コーナー・ 飲食スペース キッチン			9:00～ 22:00	
学習室			9:00～ 22:00	
多目的室1 (ホール)			9:00～ 22:00	
多目的室2・3			9:00～ 22:00	多目的室2・3は同時 利用・合同利用可
遊戯室・和室			10:00～ 16:00	イベントに合わせて 柔軟に対応
屋上			9:00～ 22:00	

<利用方法>

センター内の貸室の利用は、基本的に事前の申請が必要で、有料での一般貸出を想定しています。

センターの利用料金については、周辺の公共施設や運営のバランスなどを加味し、決定していきます。本計画の中では、近隣の類似移設である遠賀コミュニティーセンターの利用料との整合性を鑑み、料金設定を下記のように想定しています。

<貸室(有料)>

※現段階の想定です。

階	部屋名	規模 (㎡)	設備・貸出備品	利用料金	利用事例
	屋上	180	椅子、テーブル	2時間まで 2,000 円 1 時間増すごとに 1,000 円追加	バーベキュー
2	多目的室 1 (ホール)	160	椅子、テーブル 音響設備 (コンサートに対応)	2時間まで 2,000 円 1 時間増すごとに 1,000 円追加	マルシェ 野菜販売
1	飲食スペース ・キッチン	41	椅子、テーブル 冷蔵庫、電子レンジ、 流し台	通常：無料 イベント時のキッチンは 1 時間：300 円	子ども会 イベント
	多目的室 2	38	ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター	2時間まで 300 円 1 時間増すごとに 150 円追加	セミナー 自衛隊展示
	多目的室 3	31			

そのほか、冷暖房を使用した場合、その費用を別途徴収する想定です。利用料の減免などは、現在想定していません。

(3) 駐車場の利用検討

駐車場については、有料での運営を想定していますが、住民がセンターをより訪れやすいように、センター利用者は基本的に無料で利用できるように検討します。

駐車場は、出入口にバーと駐車代金の精算機械を備えます。管理については管理会社への委託を想定しており、基本的に24時間開放します。

■利用属性について

無料の対象者を明確にするため、センター利用者における車での来場者を利用属性によって分類し、無料の対象となる属性を下記のとおりとします。

将来的な利用率を想定して無料の属性を指定していますが、施設のオープン後、利用状況によって無料の属性を拡大することも視野に入れていきます。

<無料>

	属性	手続きについて	最大台数 (1H) (※1)	延べ台数 (1日) (※1)
1	子育て支援スペースの利用	3階カウンターで利用手続きをした方対象に駐車券を機械処理	10台	20台
2	行政サービスの利用	住民票の発行に合わせて駐車券を機械処理(1時間無料)	2台	8台
3	イベント関係者(イベントに参加する自衛隊員など)	事前に参加案内通知などに無料券(※2)を同封	30台	30台
4	講座受講者	受講者証を事務所に提示で駐車券を機械処理(講座開催日に限る)	20台	20台

※1：台数については現時点での想定です。

※2：無料券は1階および3階の事務室で提示をすることによって、駐車券に無料となる機械処理を行うこととします。その手続き後、無料券は回収します。無料券所有者が満車の影響で駐車できなかった場合は、駅南側にある駐車場や遠賀コミュニティーセンターの駐車場を第二駐車場として、無料で駐車できるよう検討します。

■無料時間・駐車料金

無料対象者の無料となる駐車時間は3時間以内とします（行政サービスの利用者のみ1時間以内）。

3時間を超過する場合、又は無料の属性以外で施設を利用する場合は、駐車料金は1時間あたり150円を想定しています。

1日最大料金の設定については、近隣駐車場との整合性を鑑みながら、検討を行います。

当該施設利用者は最大3時間まで無料で駐車

3時間以降は1時間150円

上記の管理計画については、現時点での想定とします。

6 運営体制

センターの運営は、オープン当初からの民間事業者などによる指定管理者制度の導入を検討しています。センターは従来からの公共施設と異なり、さまざまなイベントを企画し、にぎわいを創出するとともに、「自立に向けた運営」を目指していく施設です。そのため、住民ニーズの掘り起しや企画立案、そのマネジメントを積極的に行っていくことはもちろん、経営の視点を持って運営することが重要となってきます。指定管理者を導入することで、民間事業者がもつそれらのノウハウを活用して運営を行っていくことができます。

○指定管理者制度とは、

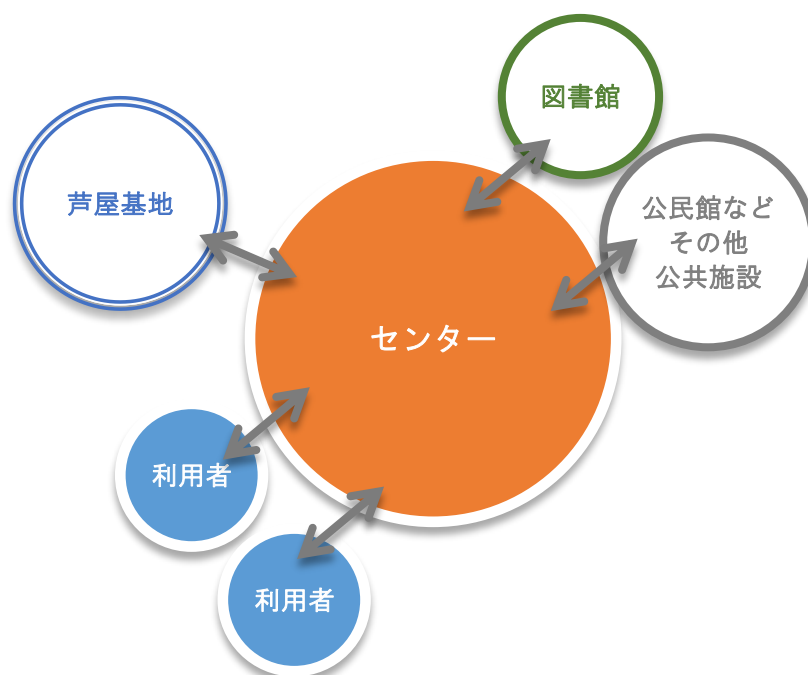
これまで地方公共団体などが行ってきた公共の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした民間（営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループ等の法人）が代行する制度です。

公共の施設のより効果的・効率的な管理運営を行い、民間の能力を活用し、適正な管理を確保する仕組みを整備するとともに住民サービスの向上や経費の節減などを図ることを目的としています。

管理権限及び責任を自治体が有する管理委託制度と異なり、自治体は設置者としての責任を果たす立場から指定管理者を監督する立場になります。

<連携イメージ>

町内の他施設ならびに航空自衛隊芦屋基地と連携を図りながら、より良い施設運営を行います。



7 収支計画

(1) 維持管理

継続的な施設運営が展開できるように、受益者負担の考え方を基本として、適切な使用料の設定、運用を図ります。

また、自立に向けた施設運営を目指すため、「公的サービス」と「ニーズのある質の高いサービス」のバランスを取りながら、可能な限り行政による負担の軽減を図るような維持・管理を目指します。

さらに、保守点検や警備・清掃、光熱費など建物や設備の維持管理にかかる費用について、計画的な運用に努めます。

(2) 事務費

管理運営にかかる費用（消耗品、通信料など）の適正な運用に努めます。

1) 一般的な収入項目

項目	内容
使用料	施設利用料、付帯設備使用料
事業収入	事業における入場料や参加費、外部からの助成金など
雑収入	
町からの収入	指定管理料

2) 一般的な支出項目

項目	内容
事業費	主催事業に関わる経費
人件費	施設運営や事業展開のために必要な職員に係る経費
維持管理費	設備メンテナンス、警備、清掃、保守点検などに係る経費や光熱費など
事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険料など施設の管理運営業務に必要な経費

8 スケジュール・概算事業費

センター及び駐車場に係るスケジュール、概算事業費を以下のように想定しています。

<スケジュール>

※現段階の想定です。

	R 元年度 (2019 年)	R2 年度 (2020 年)	R3 年度 (2021 年)	R4 年度 (2022 年)
【センター】				
基本設計				
実施設計				
建設				
【駐車場整備】				
基本設計				
実施設計				
工事				

※センター及び駐車場の設計・工事の際、同時に擁壁設計・造成に係る計画や、その工事を行う想定としています。

<概算事業費>

事業費合計		1,947,000,000 円
用地費		140,000,000 円
補償費		450,000,000 円
造成費		200,000,000 円
センター (渡り廊下を含む)	設計費	88,100,000 円
	工事費	803,500,000 円
駐車場	設計費	34,400,000 円
	工事費	231,000,000 円

<維持管理費>

[センター]

○ 年間維持管理費	42,700,000 円
施設管理費	8,600,000 円
人件費	24,000,000 円
子育て支援 スペース運営費	10,100,000 円

[平面駐車場]

○ 年間維持管理費	2,400,000 円
-----------	-------------

※想定事業費及び維持管理費は、他類似施設事例、専門機関による従前の調査などを参考に設定しており、設計以前の概算額であるため、社会情勢の変化などにより、今後変更になる可能性があります。

※移転や備品の整備費に係る経費は計上していません。

※人件費は直営で正職員及び臨時職員を配置したと仮定した場合の算出です。現時点での想定による算出であるため、あくまで目安の金額です。指定管理となった場合は、さらに金額が変動すると想定されます。

※計画地は軟弱地盤であり、詳細な調査を行う必要があるため、現段階で杭工事に係る費用は計上していません。

※地質調査や詳細設計の結果によっては、工事手法などの変更に伴う費用の変動や、整備範囲や駐車場収容台数などの変動が発生する可能性があります。

<施設概要>

施設	規模	(延床)面積
交流センター	1～3階：約308㎡、4階：約91㎡	約1,015㎡
駐車場		約2,330㎡

9 広報計画

(1) 基本的な考え方

センターの駅前という立地を活かして、有効な情報を発信し、多くの人々に施設を利用してもらう工夫と取り組みが必要です。そこで、様々な媒体や方法を使って、施設概要や施設利用方法、活動内容を周知し、地域の方々の活動・交流拠点の場として愛着を持ち、活用してもらえるような広報計画を行います。

また、ホームページなどにおいて、地域の方から参加したいと思うイベントや講座などの意見を募集し、取り入れるなど幅広い視点で充実した施設の運営・広報活動の実施を検討します。

(2) 広報の方法

広報活動を行う上で、以下3点を重視して周知することを検討します。

1) 施設のPR

センターをより多くの人に周知し、より分かりやすく情報を提供するために、パンフレットの作成や案内板の設置を行います。また、自主事業やイベントの周知徹底を図るため、機関紙の発行や広報おんがを活用するほか、SNSなどでイベントの予定や実施している様子を配信し、これまで参加したことのない人にも広く知ってもらい、参加を促進できる工夫を行っていきます。さらにSNSを利用しない人にも、駅利用者の目にとまるような場所に広告を掲載するなど、センターの積極的なPRを行います。

施設予約については、従来からの窓口や電話での受付に加え、24時間いつでも気軽に行えるようにパソコンやスマートフォンで申請できるシステムの導入を検討し、利便性の向上を図ります。

2) ロゴマークの活用

施設のイメージの重要な要素であるロゴマークやキャラクターを活用し、親しみやすいPRを図ります。



おんがっぴー



福岡地方協力本部 ピコット



3) 地域参加の促進

施設の名前（愛称）やロゴなどを住民から広く公募します。公募を行うことで、住民に施設にかかわる機会を設け、「住民みんなで作り上げていく施設」という思いをもってもらい、施設に対する愛着形成を図ります。

参考資料

参 1

芦屋飛行場周辺まちづくり構想検討委員

No.	区 分	団体名	委員名
1	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	仲 野 茂 之
2	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	森 素 直
3	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	千 坂 博
4	学識又は専門的知識を有する者	都市計画審議会	高 崎 徳 彦
5	住民の代表者	区長会	舛 添 淳 一
6	住民の代表者	女性人材バンク登録者	福 嶋 東三子
7	住民の代表者	ひと・人応援団「どし」	吉 岡 美 保
8	住民の代表者	女性防火・防災クラブ	松 村 文 美
9	その他町長が必要と認める者	商工会	三 原 光 広
10	その他町長が必要と認める者	芦屋基地被害者組合	矢 野 力

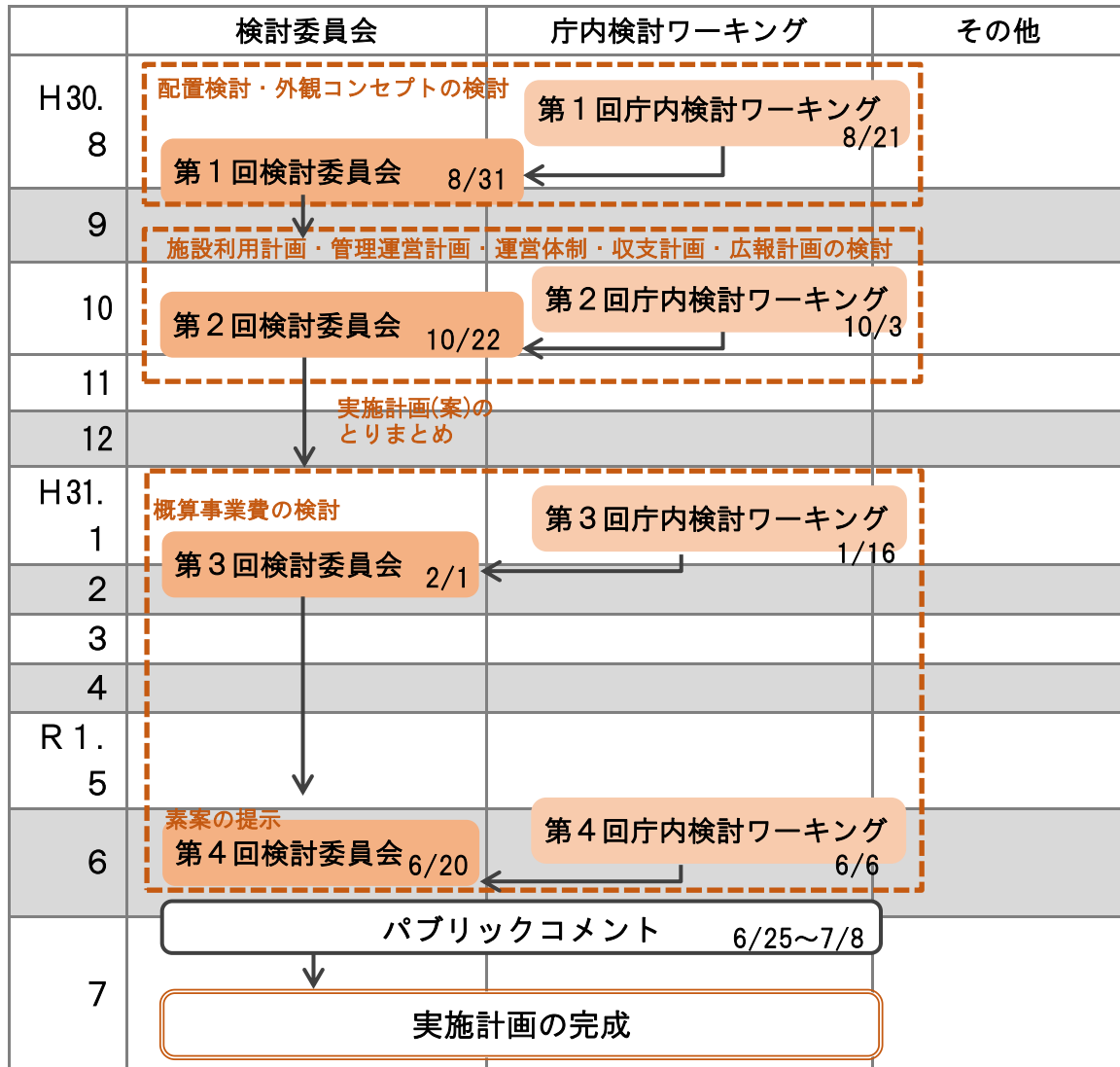
参2 庁内検討ワーキングメンバー

No.	課 名	氏 名
1	総務課	吉 田 光 男
2	行政経営課	濱 田 美 孝
3	まちづくり課	藤 井 紅一郎・仲 野 剛 司
4	税務課	向 井 理 人
5	住民課	添 田 憲 志
6	福祉課	新 田 練
7	健康こども課	高 崎 弘 美
8	都市計画課	北 村 貴 宏
9	建設課	木 原 弘 善
10	学校教育課	廣 渡 明希子
11	生涯学習課	二 宮 讓
12	議会事務局	野 口 健 治
13	会計課	小 西 政 明

事務局

No.	課 名	氏 名
1	行政経営課長	牛 草 英 雄
2	行政経営課 企画調整係長	藤 本 英一郎
3	行政経営課 企画調整係	馬 渡 祐紀子
4	駅周辺都市整備推進室長	福 島 賢 二
5	駅周辺都市整備推進室 事業係長	矢 田 啓 介
6	駅周辺都市整備推進室 事業係	松 尾 浩

参 3 今年度の検討の流れ



参 4 会議の経過

一庁内検討ワーキング

[第1回 庁内ワーキング]

日 時 : 平成30年8月21日(木) 15:00~16:10

場 所 : 遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見など:

[外観デザインについて]

- コスト評価・採算性で決定すべきでは。
- 四角い形で決定なのか。波打つようなデザインにはできないのか。
⇒デザイン性については基本設計時にコスト内で検討する。
- タイルの剥離などのリスクは比較検討の中で考慮すべきか。耐久性があることでランニング評価が良いのか。
⇒来年の設計で検討する。
- 屋上をアピールする場にしても良い。
⇒屋上は、イベントで利用することを検討している。
- シンプルな案3の歴史を感じるデザインが良いと思う。
⇒外観が奇抜でなくても長く愛され、使い方で親しみが持てる施設が良いと考えている。
- 投票結果⇒案①3票、案②7票、案③8票
- 駅とセンターの外観は統一させるほうが良い。

[立体駐車場について]

- 利用台数の想定はあるのか。
⇒第2回の委員会で施設利用計画と合わせて、センターの利用者数を算出して必要台数を提示する。
- 子育て支援施設などの利用は無料となるが、駅の利用者を含め料金の設定を検討する。

[第2回 庁内ワーキング]

日 時 : 平成30年10月3日(水) 10:00~11:15

場 所 : 遠賀町役場 2階 大会議室

主な意見など:

[動線計画について]

- 駅とセンターの動線に上下移動が発生するのはどうなのか。センターの利用者を想定して各階の導入機能を考えてはどうか。
⇒ペDESTリアンデッキの高さは駅の跨線橋の高さ、自由通路の高さから決定していて、センターの階高は機能から考えられる一般的な高さで検討している。バリアフリーや移動距離を考えると3階に繋げるほうが良いと考える。

[施設利用計画について]

- イベントを能動的に実施する場合、2階と3階を入れ替える方が良いのでは。
⇒各階の機能については、現時点では最良であると認識しているが、今後検討を行う。
- 多目的ホールはどのようなイメージか。
⇒ステージなどは設置せず、収納式の観客席などの設備を想定しているが、高さなど検討事項があるため、設計段階で設備など検討していく。
- 自立した運営の視点も重要だが、町内に住み続けやすいように学習支援に加えて、就活まで一連で支援するのはどうか。
⇒民間ができないことを行政が担うこととして、コミュニティバスの拠点でもあるため、連携できることもあると考えるので、検討していく。

[管理運営計画について]

- 立体駐車場は4層5段で決定したのか。
⇒JRの信号トラフなどの影響は懸念されるが、概ね75台程度で決定しており、難しければ同等の駐車場台数を確保する必要があると考えている。
- 自立した運営方針の採算性はどうか。
⇒講座による収益を見込んでいるが、採算がとれるという想定ではなく、少しでも収益を得て維持管理費に充填するという考えである。
- 年間のイベントの費用はどうするのか。
⇒提案しているイベントを展開するためには、専門のコンサルに委託するなどを検討しなければいけないという認識である。
- 遊戯室の運営体制について施設全体を指定管理に委託するのが良いと思う。子育て施設では遊具などの納入と更新が必要なので、遊具メーカーにお願いしてはどうか。
⇒検討する。

[採算性について]

- 公民館など利用料の安い方に人が流れるという懸念がある。JRに近いという特色を活かした手段を考えるべきでは。人を呼ぶために機能配置が重要である。
⇒コミュニティーセンターなどの他の施設と差別化し、人が集まる、町が元気になる計画を提示している。

[第3回 庁内ワーキング]

日 時 : 平成31年1月16日(水) 9:30~11:00

場 所 : 遠賀町役場 2階 大会議室

主な意見など:

[事業費について]

- 費用を削減するためにセンターの規模を小さくしてはどうか。難しいのであれば、階層を少なくするしかないのでは。
⇒駅前のにぎわいを創出するという目的を達成するためには極力今の規模を縮減しない方向でいきたいと考えている。

[駐車場の台数・位置]

- 駐車場の費用を削減するために、駅の南側の敷地を整備して平面駐車場にするなど検討しているのか。
⇒立体駐車場の建設を予定している敷地の範囲では、平面駐車場で22台確保できる。駅北側のJAの跡地を買い上げて第2駐車場とする場合は、50台程度止められるが、センターから遠い。
- 事業費が厳しいなら立体駐車場を辞めるしかないのでは。
⇒当初利用計画に基づいて70台を確保するとしており、他の手法の模索もしている。

[素案のまとめ方について]

- 検討委員会でどのように結論を示すのか、実施計画をどのようにまとめるのか。
⇒今回のワーキングで、町の財政状況を鑑みた上で、センターを適切な建物・駐車場にすべきという意見が出たことを検討委員会では報告する。

[第4回 庁内ワーキング]

日 時 : 令和元年6月6日(木) 9:30~11:00

場 所 : 遠賀町役場 2階 大会議室

主な意見など:

[事業費について]

- センターの工事費の削減の余地はあるのか。
⇒ある。基本設計、実施設計の段階で設計会社や建設コンサルタント会社と協議の上、検討する。現段階で、設計の自由度を確保するために㎡単価を設定して計上している。
- センターの実施計画の内容は、決定事項か。基本設計の段階で変更可能か。
⇒可能であると考え。どのような機能や設備を入れたいかという旨は九州防衛局と協議済みなので、改めて協議の必要はあるが、工事費を極力削減するために努力する。

[シェルターについて]

- 平面駐車場のシェルターは、駅前にあるような一般的なものを想定しているのか。
⇒広範囲で雨をしのげるようなシェルターを想定している。
- 屋根の上部に太陽光パネルを設置することで、ランニングコストを削減するなど工夫してはどうか。
⇒様々な補助を活用して検討していきたい。

一検討委員会一

[第1回検討委員会]

日時：平成30年8月31日（金）9：30～10：32

場所：遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見など：

(1) これまでの検討経緯について

(2) 配置検討について

[JRとの協議について]

- JRの保線区の土地を利用するようだが、町有地をうまく活用できるのではないか。
⇒現在、JR用地と町有地を交換できないか協議をすすめている。
- JRの保線区全体の位置を変更して、センターで使用する用地を広げてはどうか。
⇒JRに対しての補償額が多額になることが予想されるため厳しいと認識している。
- JRと交渉している面積はどの程度か。
⇒約1,500㎡として交渉している。

(3) 外観デザインについて

[各案について]

- 最近では外観で人を集める施設もあるので、デザインは大事。
- 施設を作って終わりではなく、イベント時などに航空機の絵があるとか、子どもが絵を描くとかで、親しみを持ってもらうような仕掛けも大事。
- 木を使うことで、助成金などを活用できるのではないか。
- JRの駅舎との関係は。
⇒JRが今年、基本設計を実施するため、外観デザインが統一できるよう、現在、交渉している。
- JRが設計する範囲は。
⇒駅舎の1階2階、ペDESTリアンデッキ、階段、エスカレーター（囲い含む）。

[各案への評価]

- 第1案：さわやかで、飛行機ともあうのでよい（2名）
- 第2案：親しみを感じるデザインがよい（2名）
- 第3案：駅舎と隣接するので歴史を感じるデザインがよい（5名）

[第2回検討委員会]

日 時 : 平成30年10月22日(月) 9:30~11:00

場 所 : 遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見など:

(1) 施設概要について

- 立体駐車場の利用について屋上を利用するイベント時はどうするのか。
⇒屋上を封鎖して対応し、通常は駐車場として利用する。
- 2階と3階を入れ替える構成はどのような考えか。
⇒障がい者や駅利用者など多くの様々な利用者がホールを利用することが考えられるので、3階にホールを計画して動線の負担を軽減することを検討しているが、階高など検討事項もあるため、来年検討を進める。

(2) 施設利用計画について

- 災害時は休館日など関係なく運営するのか。
⇒現在、指定避難所の指定をしているところでは通常は施錠しているが、災害時には防災担当から避難所開設のお知らせをするという対応をしているので、同等の方法を想定している。
- 行政サービスはどうするのか。
⇒住民票の発行などが可能な駅前サービスセンターを1階に計画しており、22時が閉館予定であるので窓口はその時間まで対応できるようにしていきたい。
- 遊戯室はどのような役割か。
⇒事務室を支援センターのような共用部分として遠賀町内の様々な育児支援に関わる分野の拠点として集約化も視野に入れて検討している。

(3) 立体駐車場について

- 立体駐車場で遊戯室を利用する方専用のスペースを確保してはどうか。
⇒今後検討していく。
- 駐車場の料金設定についての妥当性と駐車券などの発行措置について
⇒特急が止まる赤間駅が600円/Hであるが、遠賀川駅の場合、センターを利用する人が停められるように600円という設定について意見が分かれているため、今後さらに検討する。無料にする方法としては、事務局が駐車券を機械に通して対応することを検討している。

(4) 管理運営計画について

- 立体駐車場の24時間運営の是非について
⇒遠隔操作で管理するため、人が常駐する予定はないが、JRの終電の1時で閉鎖するという考えもあるため、今後検討していく。

[第3回 検討委員会]

日 時 : 平成31年2月1日(金) 9:30~10:40

場 所 : 遠賀町役場 1階 庁議室

主な意見など:

(1) 素案について

[駐車場について]

- 駅前広場のバスロータリーの場所に2階の立体駐車場を建設して、渡り廊下及びシエルトアースを通して雨に濡れずに交流センターへアクセスできるような計画にすれば、JR用地を買収するより経済性が良いのでは。コミュニティバスの利用の増加が想定されるため、利点になると思う。
⇒検討する。ただ、地盤が悪く、杭に費用がかかるため、難しい可能性がある。
⇒現時点では駅舎を2階にする計画で、階段とエスカレーターを歩道に設置するため、歩行者の安全のために歩道を北側に5m拡幅し、駅前広場の改修を行う予定。
- JRの保線区を買収する案はどのような考え方で計画しているのか。
⇒保線区を買収して、平面駐車場または1層2段の立体駐車場を建設する。ただこれを実現するためには、保線区、電力区、倉庫などを移転しなければならない。
- JRが保線区を売却しない場合はどうするのか。周辺の土地の買収になるのか。
⇒可能性はある。周辺の土地で検討しているが、以前、委員から新駅舎を挟んだ反対側に駐車場を整備することに反対があがったという経緯を踏まえない。
九州防衛局からは、当初整備した駐車台数で利用する中で、不足があった場合、特定防衛施設周辺整備調整交付金を利用して用地買収する可能性を示唆された。

[エントランスについて]

- エントランスの位置を北側の角から中央に変更し、トイレまでの動線が伸びた影響で、1階のトイレを開放することがセキュリティ上懸念されるが問題ないのか。
⇒トイレまでの動線は基本設計の段階で検討する。その中でセキュリティの確保はしっかり考えていく。
- カフェとしての機能はなくなるのか。
⇒飲食スペースとキッチンを備えているので、飲食のできる体制は整えたい。

[第4回 検討委員会]

日 時 : 令和元年6月20日(木) 9:30~10:40

場 所 : 遠賀町役場 2階 大会議室

主な意見など:

(1) 素案について

[センターについて]

- 指定緊急避難場所とする予定のセンターは浸水想定区域に位置しているが、浸水時の電源や、非常用発電、キュービクルなどの設備への対策はどのように考えているか。
⇒屋上スペースにキュービクルや非常用発電を設置したり、重要な機器類や避難場所、防災倉庫を2階以上に配置したり、浸水に配慮した設計を進めていく。

[盤下げについて]

- 盤下げはどのくらいの高さを想定しているのか。
⇒場所によって異なるが、現在の駅舎のある高さ程度の約1.8mを下げる。駅舎、センター、駐車場を同じ高さにすることで動線計画をスムーズにするという発想。費用が多くなる場合は実施しないことも考慮する。

[平面駐車場について]

- 出入口付近の道路が狭いため、動線をしっかり考えて安全性を確保してほしい。
⇒安全性並びに周辺の方々に迷惑をかけないように、今後の計画で十分配慮する。

[計画期間について]

- 令和4年度に計画が終了する予定だが、成立するのか。
⇒立体駐車場を取りやめて、平面駐車場にしたことによる工期の短縮が図られると想定される。駅舎の建設の日程を鑑みて設計、建設に進んでいくが、現時点で完了予定。

[事業費について]

- 事業費に防衛省補助事業の補助率をかけた費用が補助として出してもらえる金額か。
⇒補助対象経費を計上しているため、基本的に事業費の75%の補助がでる。
- 補助で捻出する以外の残りの25%はどのように費用を用意するのか。
⇒起債もありうるが、特別交付税措置の対象となるため、基金などを活用しながら実施していきたいと考えている。

参5 まちづくり構想策定支援事業などについて

まちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業の採択について

(目的)

第1 この通達は、まちづくり構想策定支援事業（防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第128号）第2条第1号に規定する総合的計画策定事業に対する助成をいう。以下同じ。）及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく民生安定施設の助成として実施するまちづくり支援事業（以下「まちづくり支援事業等」という。）の採択について必要な事項を定めることにより、これらを効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

(まちづくり支援事業等の趣旨)

第2 まちづくり支援事業等は、主として航空機騒音問題への対応策の一つとして実施するものであって、主に自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響によって周辺地域の住民の生活や事業活動が著しく阻害されている場合において、地方公共団体が、住民の需要及び防衛施設の存在、自然環境、歴史、文化等の地域の特性を踏まえつつ、その障害の緩和に資する施設の整備を通じて防衛施設の存在を前提としたまちづくり（以下単に「まちづくり」という。）を行う場合に、国がその費用の一部を補助し、防衛施設の存在に対する住民の理解を深めることで、防衛施設とその周辺地域との調和を図るものである。

(補助の対象となる地方公共団体)

第3 (略)

(まちづくり構想策定支援事業の採択)

第4 まちづくり構想策定支援事業を採択するに当たっては、地方公共団体が行うまちづくりの内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる構想を対象とする。

- (1) 防衛施設が存在するという地域の特徴を活用し、自衛隊員、米軍人等と防衛施設の周辺地域の住民との文化の交流又は地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくり
- (2) 飛行場周辺において法第5条第2項の規定に基づき国が買入れた土地の活用を前提としたまちづくり（当該土地を使用することについて関係機関との間の協議が調ったものに限る。）
- (3) 防衛施設周辺の市街地又は市街化しつつある地域の活性化又は住民の生活環境の改善につながるまちづくり
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防衛大臣が第2に規定するまちづくり支援事業等の趣旨に合致するまちづくりとして特に認めるもの

2 地方公共団体からまちづくり構想策定支援事業に係る補助事業等計画書（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する補助事業等計画書をいう。以下同じ。）が提出されたときは、地方防衛局長又は東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、計画の概要、実施期間等について当該地方公共団体と調整を行い、別紙様式第1によるまちづくり構想策定支援事業概要書を添えて、防衛大臣に提出するものとする。

(まちづくり支援事業の採択)

第5 (略)

補助率

まちづくり構想策定支援事業 9/10 、まちづくり支援事業 7.5/10

芦屋飛行場周辺まちづくり実施計画

